

議を伺いながらそのことを一番痛感をするわけがあります。

そういう意味で考えますと、いままでの経過、今日の状況、そうして今後を考えますとまさに責任は大きいというわけでありまして、そういうことを考えますと、私はまだ経験の浅い議員ではございますけれども、将来に向けて、この立法院で政府、与野党を含まして政治の責任をしっかりと果たしていく。たてまえ論のガードを固めた答弁、議論ではなくて、そういう姿勢が必要であるし、そうして、法案は通したからいままでも同じように、言葉は悪いけれども、強権的といいますか、無理ときしめをとりながらやっていくというようなことでは大変なことではないだろうか。いよいよ大詰めの段階でありますから、特に最初に監督大臣となられる大蔵大臣に、いままでの経過を率直に振り返りながら、この仕上げ、最終段階、そうしてまたこれから執行の過程、まさに国民的な影響の出る問題でありますから、その辺は十分に配慮をした、また誠意を持った行動が必要ではないだろうかというふうに思うわけでありまして、竹下さん、大変失礼ですが、非常に十分な配りにされる大臣、政治家であると同様にありますが、その辺の気持ちをまず前提に伺って、中身に入りたいと思います。

○竹下国務大臣 ただいまの御指摘をいただきまして、この法律案、少なくとも出そうということを決めた後、決めるまでの経過は別といたしまして、二つの審議会で答申をいただかなければならぬ。しかし、その審議会が、まず国共審に始まりましますらば、これはそもそも審議会のない三公社の関係をどうするか、いきなり制度審にかけるというの少し荒っぽい、そういうことから国共審の方で三公社の関係者の皆さん方にも、配慮の上では、国共審の委員の方と同じような立場で御発言をいただいたりするような運営の仕方をしようというところまで踏み切っていたいたし、率直にありがたいことだと思いました。そうして、途中、時に懇談会に切りかえ、いろいろ

な形で議論をいただきながら、御指摘のように両審議会とも、一体これが諮問したものに対する答申であるか、中身はないではないか、こういうことも評価していただかなければならないような形の答申になったことも事実であります。が、しかし、私はそういう答申というのは、いわば二十五年以来初めてだというふうなことを国共審ではおっしゃっておりまして、少なくともそこまでは来た法律の避けて通れない審議会という段階であるならば、出せる条件だけは具備してやろうというものが、よかれあしかれ答申という形になったゆえんのものではないか。そうすると、それを支えたものは何かというと、私はまさに連帯の精神がそこまで来た、深々とこうべを下げて手を合わせ拝みたい気持ちであつたと、これは率直な私の感じであります。

法律というものはいつの場合も、通つてしまえばひとり歩きをする、こうよく言われる言葉であります。したがって、この法律執行の責任者たるものは、そういう経過、苦渋に満ちた審議、協賛、国会の場でもそうであつたと思ひます。したがって、そういう背景のもとに成立した法律であるという認識をまず持つて、言つてみれば条文に書いてあるとおりのいろいろな方々の御苦勞に對しても申しわけないというふうな気持ちでもつて執行には当たつていかなければならぬ課題だと、素直に私はそう思つております。

○伊藤(茂)委員 それでは、中身に入らせていただきます。私は、中身を考えますと、いろいろと真剣な御議論の中で思ふことがあります。何か、昨日の連合審議のときにもある方からわが党にに向けたみたいないい意味で連帯ということと、さらに向ける向きがあらうとしたが、私は、今日までの議論、それから関係する労働組合の方々とおつき合いをしながらやつてまいりまして、大前提は、長年働いてこられた国鉄のOBの皆さんに年

金が払えないような事態は絶対避けなければならぬ、真心からみんなが真剣にそう思ひながら、一歩でもどう改善できるかという気持ちでお互いをやつてゐる、そういううぐいに思つてゐるわけでありまして。少なくとも、私たちのおつき合いしている労働組合、労働者で、自分だけ損しないようになんと思つてゐる人は一人もいない。そういう気持ちで大前提に実は今度の論議は行われてゐる、端的に言うならば、必要な決断はしまし、必要なら決断はちゃんとやりましよう、それにしてもやはりこの点は何とかならないかという、切実な段階での議論に進んでゐるというのが今日の状況だと思ひます。

そういう意味でまた考えてみますと、さきまな御議論もございましたし、関係団体のさきまな御意向もありまして、国鉄の方々の、長年働いてこられたOBに年金を払えないような事態は絶対に避けなくてはならないという切実な思い、これも当然のことでありまして。同時に、もつと考えるべき点、もつとやるべき点がたくさんあるのではないだろうか。中身の細かい内容はこれから後にいたしますけれども、素朴な大衆的な感情として、これも大蔵大臣は大きな責任を持たれるわけでありまして、人事院勧告が凍結されてゐる、おとしの月給で暮らしてゐるのに、どうして掛金や負担は上げなければならぬのかという素朴な気持ちが起こることも、私はもつともな気持ちだと思ひます。あるいはまた仲裁にいたしまして、いろいろの事情の中でわずかに上がる、そのうちの三分の一くらいはそれに回す、その方に取つてしまふというふうなことになる。一体どうやつてそれが組合員に説得できるのか、あるいは納得がいくのか。これは深刻な矛盾なり気持ちを感じず、私もそれはもつともだと思ひます。政府の方から経営形態の問題も出されてゐます。来国会出されるでしょう。また、法人格、人格が変わるのに長い期間にわたつて国家公務員共済組合法で対応しなければならぬ、これはどうだろうか、そ

ういう気持ちが起こるのもまことにござつとも、自然な気持ちではないだろうか。そういうものをこの政治の責任、立法院の責任の場でどう打開をしていくのかという次の段階に入ら入つてゐるというふうな思ひわけでありまして。大臣も御承知だと思ひますが、わが党はそれにつきまして九項目の要望書を出しております。いろいろと真剣な御議論をいただいております。ついでには敬意を表します。そういう気持ちの上であります。要望している九項目の順序とちよつと違ひますが、お願いしたいと思ひます。

まず一つは、そういう意味で民主的とかあるいは合意が得られると考えますと、国家公務員共済組合連合会の機構、運営の現実ということを実は考えざるを得ないわけでありまして。私……(堀委員「法案審議なのにこんなので審議していいのですか、こんなにはばらばらで。ちよつと休んだらどうですか」と呼ぶ)ちよつと、委員長……。

具体的な質問に入ります。申し上げましたように、国公共済連合会の問題であります。理事長の二十七条に役員の規定がございます。理事長一、理事九名以内、監事三名以内。そのほかにさまざまな役員がいっぱいあります。参考までに、一体どんな方々が、たくさんの方々の組合員から拠出をいただくこの事業を運営してゐるのかということをお調べしてみました。個人名は省きますが、前歴、現職を見てみますと、住宅金融公庫副総裁、本四連絡橋公団理事、人事院公務員研修所長、会計検査院第一局長、公取委員会事務局何と部長、大蔵省官房審議官、総理府北方対策本部審議官、現職の理事の方々が衆議院の管理部長、文部省管理局長、最高裁判所事務総局総務局長、造幣局東京支局長、法務大臣官房長というふうな経歴に実はなるわけでありまして。それ以外の役員はどうか、資料のお願いをしました。役員の一覧表だけありまして、どんな出身の方なのかということろまではいただくことができませんでしたが、いろ

いる調べてみました。大体調べて聞いてみました。が、同じような体質になっているわけであり。その内容を見てみますと、国共済の連合会というのは、保険者として監督官庁から独立性を持った機関というのではなくて、まるで大蔵省所管特殊法人のようなものでありまして、私も連合会のどなたか責任ある人にきょうも来ていただくことと思ひまして念のために聞きましたら、もちろん政府機関ではありませんで、法人格が別で参考人になりますというふうな話だったんですが、おおよそ独立性を持った機関というふうなことは感じられない。高級官僚の天下り先、大蔵省の出先機関、言うならば大蔵省監督の機関にすぎないみたいな状態になっているというのが現実になっているわけであり。私も先般この連合会管轄の病院の労使の問題で相談を受けたことがありましたが、いろいろ聞いてみたら、長年にわたる協議についても、理事長は組合の代表に一遍も会ったことはありませんというふうな状態でありまして、官僚的な体質になっているし、運営もぎくしぐくしているというのが隠れもない現実ではないだろうか。それを任命しあるいは許可しているのは大蔵大臣ということになるわけでありまして、組合員の声が届くような運営にはやはり体質を変えなければならぬ、民主化をしなければならぬということを感じざるを得ないわけであり。また、念のためにほかはどうだろうかということとを調べてみました。九十八国会、同じ国会に地共済組合法、これは議決になっているわけであり。また、法案が出されているわけであり。さきの国会で成立をいたしているわけであり。けれども、その内容を見てみますと、第三十八条の四になりますが、地共済連合会に審議会を置く。国共済連合会の評議員会に相当する機能を持つ機関になるわけであり。そちらの方は構成の中身として「組合及び地方公務員共済組合連合会の業務に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならぬ。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でな

ければならない。」という規定になっております。国共済連合会の場合とはえらう違つた内容。これが同じ国会に出されているというふうなことに実はなるわけであり。これも非常に奇妙な感じがするわけであり。これも非常に奇妙な感じがしますと、地共済組合法の方はそういう規定です。それから、関係者が極力表裏円滑に話をし、うまく納得のいくような運営にしようというふうなことになる。同じ国会に同じ政府から出されている法案でもなぜこんなに違ふのだろうかということ、やはり非常にけげんを感じがたい。また、いま申し上げましたように、今日たゞいまの重要局面であります。しかも非常に無理な経過で今日これをどうしようかという最終局面を迎えているわけであり。まさにいまの時点では信頼を広めるような民主化の努力をしなければならぬというところが当然ではないだろうか。うふうに思うわけであり。組合員に新たな負担をかぶせようという内容ですから、官僚的にはどうにもなりません。その辺の実態その他いろいろと関係者にも聞いてみました。たとえば大臣御承知の江田さんなんかいろいろ話も聞いてみました。僕もおかしいなと思つたのですが、運営上改悪をされている面もあるわけ。数年前に私の尊敬する方が監事になっておられました。その方が亡くなられました。ところがその後は官僚ポストといいますが、高級官僚の天下りにそのポストが占められているというふうな現在の状況になつています。いろんなところでいろんな努力をして、少しでもよくしようというつもりであつたのが、今度は逆におかしくなつていふ現象も生まれている。これも私は江田さんに聞きましたら、ずいぶん指摘をされました。それで答弁を求めたいわけであり。それけれども、やはり基本的には少なくとも地共済組合法と同じような構成、中身に修正をさるべきであらう、そういう努力をいさぐかあるいは一定の間をかけてか、やられるべきではないだろうか。

私は基本的に、当然のことながらそうであろうと思ひます。どうお考えになるか。

それから、さつき大臣、冒頭にお言葉をいただきましたが、その言葉からいっても当然であり。すけれども、これから関係各方面のさまざまな意見を早急に真剣に求めまして、そしてこれからの処理を考えていく。この連合会の問題についてもそうであり。そういうアクションを起こさるべきことが当然である。労働組合も含めて。それから、そういうシステムの問題と同時に、さまざまな面での改善の努力の余地があるわけでありまして、そういう面でのさまざまな努力をやつていくことが、現状から言ひまして、あるいはまたほかの共済組合、法律関係から言ひまして、今日たゞいまの時点の重要性とこれから後を考えましても、それらの努力をなされるのが当然ではないだろうか。関係者に僕はぜひ聞いてみてほしい。いかがでございますでしょうか。

○保田政府委員 お答えいたします。

まず、国共済の連合会役員の構成についてのお尋ねでございますが、確かに御指摘のように、現在の役員には官僚のOBが多いのは間違いないところでございます。必ずしも大蔵省出身者ばかりというわけではございませんけれども、確かに官僚が多いわけでございます。その点につきましては、やはり連合会の業務というものは技術的なかならずかという問題もたくさんございますので、いわばそういう方面に精通した者あるいは経験者といった者が選ばれてきたからであるというふうな考えをさせていただきたいと思います。

(委員長退席、中村(正三郎)委員長代理着席)

それがたまたま官僚のOBが多かつたというふうな御理解をいただきたと思うわけであり。それから第二点の、地共済と国共済とで労働組合の代表者の声の聞き取り方が違ふではないかという御指摘でございます。確かに法制上は、国家公務員共済組合連合会については、理事長の諮問機関として評議員会というのがある。それから地

方公務員共済組合連合会の運営には運営審議会というのがございます。そしてその構成においては多少といひます。かなりの差異がございます。おつしやるとおり、地方公務員共済組合連合会の運営審議会には労働組の代表が非常にたくさん参加しておられる。国共済の評議員会にはそういう方がいないという差がございます。しかしながら、国共済の連合会の場合にはその点を補うという観点から、組合員の意向を特によく反映をさせていたために、理事長の諮問機関をいたしまして運営協議会というものが設けられておるわけでございます。この運営協議会のメンバーの半分はいわば事務主管者、事務的なことをやる専門家の方々、残りの半分は組合員を代表する者から選ぶ。これは事実上労働組合の代表者というべき方々がほとんどなのでございまして、連合会の運営につきましても、そういうルートを通じて組合員の意向をできるだけ十分に反映するように運営方を今後とも気をつけてまいりたい、こういうふうな考えをさせていただいております。

もちろん、共済組合制度というのは、労使が互いに協調しながら、医療保険、年金制度の安定的、円滑な運営を図らなければならぬわけでございます。それから、当然その運営に当たりますにはできる限り全組合員の意見が反映されるように自主的、民主的に行われることが望ましいということ。は言うまでもないこととございまして、今後ともそういう方向でできるだけの努力をさせていただきたい、こういうふうな考えです。

○伊藤(茂)委員 私は、冒頭にも大臣が言われましたように、この段階での立法院としての、あるいは政治の責任を果たすという意味での御議論をいただきたわけでありまして、保田さんは、とにかく専門的な知識が非常に必要であつて、たまたまそうなつた、御理解をいただきた。御理解でございますか、これは。要するにいま言つておられるのは、これから負担が高まるでしょう。こういう無理なことをお願いいたします。そしていままでの経過を見ると、ほかと比べてもこんな現状、現実にな

っている。たくさんトラブル、不満もある。今日たまたまの時点でこれからやろうと思つたら、できることを一歩でも二歩でも、とにかく組合員の声が届く。信頼感がある。お互いに自分が提出をしたお金が納得のいくように信頼を持って運営されているのだという仕掛けとシステムがなければ、これはこれだけではありせんよ。きのうも厚生大臣が言われました。それからうちの大臣さんとの質疑もございましたが、社会のセキユリテイとか連帯とか、やはり一つの哲学的な発想が基本にあつてやられたわけでありす。これだけほかと比べてもひどいのですから、そういう意味での前向きな努力がなされなければならぬ、私はもつともなことだろと思ひます。

それは、たとえば役員の問題にしたつて、いろいろ聞いてみますと、何か一歩でもよくしようじやないかという努力が数年前あつたのですよ。それがいま逆になつちやつていふのですよ。これは関係者が不満を持つのは当然です。私は、役員の問題にしてもその他にしても、任期もあるし、時間もあるし、地共済法案を改正しろと言ふようなものか、そんなことはわかつています。そういう方向への努力をどうなさるのかというのを伺わなければ、これだけの問題のスタートに当たつてみんなが納得できますか。大臣、答えてください。

○竹下国務大臣 私は、おっしゃっている趣旨はそれなりに理解をしておるつもりであります。問題は、これはあえて一般論として申し上げますと、各種審議会、有給、無給によらず、あるいは公社公団、あるいは政府関係機関、そういう委員会は役員なり、そういうものの選考に当たつては、これはまさに適材適所の方々をそれぞれ選ぶべきだ。しかしながら、それが持つてくる本来の任務が、言つてみれば広く組合によらず、あるいはある種の団体によらず、そういうところの影響として理解の上に立つて初めてこれが実行に移される、効果を上げるといふ種のものもあります。私は共済などもまさにその一つでは

あろうという理解の上に立ちますならば、私どもはもちろん個別問題について直ちにどうこういたしますというのを言える状態にはないにいたしましても、御趣旨が生きるような方向で法律執行者として対応していかなければならぬという私の心境を申し上げて、答えとさせていただきます、このように思ひます。

○伊藤(茂)委員 それは組合員の信頼感が高まり、大方の納得がより進み、そして業務が円滑になされる、そういう方向への民主化ですね。民主化という、しよつちゅうわれわれが政府に向かつて言うから、何か与野党が違ふみたいにとりやすいけれども、そういう意味じゃないのですよ。本来の意味での民主的な運営、そういう方向に大臣もこれから全体の監督大臣になられるわけですから、監督大臣としてはそういう意味、そういう気持ちでの民主的な努力をしていきたい、そういうふうな理解をしようと思ひます。

○竹下国務大臣 民主的連帯の思想が名実ともにいつに執行面に反映されるような配慮をすべきである、こういうふうな考えです。

○伊藤(茂)委員 そういう気持ちで、これはさつぱらんな話、関係団体それから権威ある方々、それらを含めて、大臣が自分で全部やられるかどうかは別ですけれども、努力を具体的にやられるというのを改めて強く要望しておきたいと思ひます。

それから第二番目の人勤、仲裁の問題ですが、さつきも申し上げましたけれども、大方の組合員からすると、公務員制度その他、与野党の対立もありましていろいろ見解もあるでしょう。しかし、おとしの月給で苦勞しておるのに新しい負担を押しつけられようとする。それに対してこれはというふうな思ふのも、大衆的には当然の気持ちだろと思ふのです。

実はこの休み、夏のうちに、改めて九十八国会のこの法案が提案された本会議の議事録を全部読み直してみたいのですが、大蔵大臣はこういう答弁をされているのです。これはわが党ではないので

すけれども、本会議での質問に対する答弁、いま私が申し上げたような趣旨の質問をして、それに対する大臣の答弁で、今回の法律案は、公的年金制度の再編・統合の一環として、年金制度の改革の第一歩を進めるといふ意味を持つておりますので、「給与改定問題とは全く別個の問題である」というようにお考えをいただきたいと思ひます。

また、法案の施行日も違ひますので、この給与改定問題と今回の法案は一時的にもこれまた関係が全くない、このように考えておりますので、どうか別個の問題として冷静に御議論をお願いいたします。」というふうなことがあります。どんなお役人がこんな原稿を書いたのか、人の心を知らぬ男だと思ひますし、またそれをそのまま読んだ大臣の方もちよつと配慮が足りないんじゃないか、心配りが足りないんじゃないかというふうな私、読んで思ひました。

理屈を言うのはやめますけれども、どつちにしても、これは現実ただいま公務員の立場にすれば、月給のことはさつぱり見通しかね。ところがこの法案で負担が来る。この方は何とかして通そうというので、与党の自民党の皆さんもいろいろと必死になつておられる。先行き何か自分の将来についても納得がいけないし、明るい思いじやなくて暗い思いをするというふうなことで、これは人間として当然なことだと思ひますよ。

本来でしたら、給与、人勤の問題は完全実施、こうしますからこちらの方はこうしてくれませんか、賛成、反対は別にして、提案する方だつてこれがルールというものだと思いますよ。そうして現実問題、これは無関係じゃないことは言うまでもないのです。たとえば五十六年度の退職者は五十五年度の抑えられたペースで退職金は計算をされる、五十七年は五十六年度ペースで計算をされる、年金の計算というものはそれで行われる、そうなるわけでございます。無関係ではない。

まさに現実の一体の問題として組合員はとらえる。組合員の気持ちとしてもそういうことですね。これは官報ですから、何百万も出るわけじゃ

ないからあれなんです、みんなが読んだら、何か関係者の気持ちを逆なでするようなことになるのが当然じゃないだろうかというふうな実は思わざるを得ないわけでありす。

そういうことなんで、私は、立法府としてこの法案をどう扱うのかという責任を持たなければならぬというのを最初に申し上げましたが、そういう意味から言つたら、さきさまの周辺環境条件その他を含めて、どうやって一体こういうことについての理解を広めていただくのかという視点がなければ、何も数だけで世間は動くものじゃないのですから、そういう意味での心構えが非常に大事なんじゃないだろうか。「気がばりのすめ」という鈴木健二さんの本を読みました。そういうことではないかと思ひました。そういうことじゃないかと思ひました。新聞見たらあさつて七日の日には給与関係閣僚会議も開かれる。遅いですがけれども、何か昔やつて、先の見通しもわからぬということになるわけでありす。そういうことについてはいろいろまた専門委員会、専門の方々の御議論がずいぶんあるであらう。少なくともいまの時点で給与関係閣僚会議全体を統括する立場でありせんから。しかし、主要な立場にある大蔵大臣ですから、少なくともこの法案、それから周りの条件、みんなの気持ち、それらを総合勘案することが大詰めでは必要だろと思ひます。少なくともどういふところで、早い時期のめどで一体どうされるのかというところには言われべきではないだろうか。懸案の減税法案の方ももう間もなく、あと一週間もすれば税調から中間答申が出る。並行して有能なる主税局は作業を進めていると思ひますから、法案もすぐ出てくるというところなのだろうと思ひますけれども、これはどつちが先後というわけではないです。なるべく早く両方ともやらなければならぬ。少なくともそのめどくらいは、あるいは考え方くらいはきちんとかこの際表明をいただきたいと思ひますが、いか

がでございましょう。

○竹下内閣大臣 確かに法律案を本会議で提案した時点におきましては、前国会でございましてからいまして若干環境も違っておりましてが、えてして本会議の答弁は、限られた時間内において限られたポイントだけを申し上げると、心情がにじみ出てこないという嫌いはあると思っております。それはそれとして、確かに私はいまでもこの法律そのものと、たとえば人勸、仲裁とはリンクしておると性格のものではないと思ひますけれども、受けとめる側あるいは対象になる方々は同一の方でございまして、心情的にこれらがリンクして考えられがちな環境にある問題であるということは十分承知しております。

したがって、今国会におきましてやらなければならぬ問題、減税があり、人勸の扱いがあります。仲裁裁定そのものは、現段階においては国会の意思にゆだねておけるといふことに尽きるわけでございしますが、それらの問題を考へてみますときに、減税問題は政府あるいは総理が約束をしております。所信表明でも申し上げておるところであります。そしてその時期、規模、方法等については税調の審議にゆだねておりますが、きょうも午後ございまして、とにかく私どもが中におつて見えておつても、大変精力的な審議が進んでおるといふ状態でございます。したがって、これについてはいつの日か申がいただけるかといふことをいま確定するわけにはまいりませんけれども、いま伊藤委員のおっしゃった、設定されたある時期の近所くらいでできるのじゃないかといふような感じが私にもいたしております。そうすれば、当然のこととして、それについての法律案の作成にかななければなりません。しかし、事が急ぐ問題でありまして、いろいろな場合を想定しての勉強はしておくといいことを部内でも指示しておるところであります。お約束があつたといふことを認識しておりますだけに、言つてみれば十月中旬に国会に提出するといふことのお約束を十分理解した上で作業を進めていかなければならない問題で

あると思つております。

それから、人勸につきましては、たしか過去三回閣僚関係会議がありました。その都度中身は、これは閣僚関係の懇談会でございまして、別に正確な速記録をとつておるわけではございませんが、底辺として貫くのは、昨年見送りをした、だから二年続けて見送つてはならぬという前提だけは最低限確認されておるところであります。そこで、財政当局から申し上げるとかえつてこの場合冷ややかな感じになります。今日の厳しい財政事情のもとにおいては厳しい対応をしなければならぬという、私、財政当局者としての主張は、懇談とはいへ申し上げておりますが、いま承りますところによると、今度は七日かに開かれる。どのような議論の進め方になるかといふことはまだ定かにはおりませんが、考へてみれば、幾らかその間隔があき過ぎているんじゃないかという印象をお持ちになつておつたとすれば、なるほどそうだなという感じが私にもいたします。したがって、そう長く手元に置いてかんかんがくがくやつておる問題ではないと私も理解をしております。ただ、こうしてずっと国会に出ておりますので、七日といへばあさつてございしますが、中心点がどのようなものになつて話し合いが行われるかといふことについては、いまにわかに判断をできる立場にはないわけでありまして、そういうことを考へながら、私どもとしては対応していかなければならぬ課題であるという認識はございします。

確かに法律そのものは、たてまえ論から言うならば全く別の問題であります。受けとめる側がある種のリンクしたような考へで受けとめられるといふことは、心情的には理解を持つていなければならぬ課題だと、御指摘を受けましてそのように感じたわけでありまして。

○伊藤(茂)委員 この問題は、この場ではそう詰めるつもりはないのですけれども、各党あるいは国対、書記長・幹事長、さまざまのレベルで、五十八年度人勸については二年続きの凍結はしない

し、誠意をもつて——誠意をもつてという言葉は

繰り返して語られてゐる。僕の見た感じだと、閣僚関係会議あるいは大蔵省というレベルになると、その誠意という、国会で何遍も与党からも語られてゐる言葉がずっとダウンするといふ感じなんです。たとえばこの前の三回目の閣僚会議でしたか、どういふ内容だったのですかとちよつと事務局に伺つてみましたら、財政状況の御説明をいたしました。資料を出しましたといふわけでありまして、その中身を聞くと、皆さんからすれば当然かもしれないけれども、要するにお金はないという説明。たとえば、五十七年度決算の場合でも三千三億円の公債発行を停止されたわけですね。財政再建から見ればそういう発想もあるであらうけれども、しかし、人勸、減税、仲裁、何かやらなければならぬといふことがあれば、それはまたそういう問題の政治的な決断による処理があつたのではないだろうか。私は政治選択の問題だろうと思ひます。また、そういう政治選択の中で誠意があらわれてくるといふふうなことではないだろうかといふ気がいたしました。これ以上そう詰めるつもりはありませぬけれども、とにかく早急にというよりも緊急に、誠意をもつてこの問題の詰めに大蔵省、大蔵大臣も当たられるように強く要望しておきたいと思ひます。

それから、大臣の御答弁にございしましたが、本会議での、理屈で言つたら別かという理屈は立つたかもしらぬけれども、現実これをうまく、あるいは信頼の得られるこれらの共済組合の運用をやるうと思つたら、本当に花も実もある配りのある努力が必要なんです。そういう姿勢をきちつと持つて対応していただきたいと思ひます。

次の問題に入ります。今回の法案に出されております財政調整事業に関する問題であります。ちよつと事務的に伺ひますが、国鉄の年金財政、五年間平均二千六百億不足をする、そのペー

いまの不足額、見通し、テンポ、年齢構造その他

から見ても、またまた非常に深刻な事態を迎えざるを得ない。より以上に深刻になるのじゃないかという気もいたしますが、そのところに焦点を置くのはやめましょう。平均六百億という数字が出されております。これは資料もいただきましたが、ちよつと申つてください。年度でいくともちろん均一六百億じゃないわけですが、どんなことになりましてか。

○保田政府委員 本法案が成立いたしました後、国鉄に対する財政調整事業の具体的な内容は運営委員会御審議をいただくわけでございまして、その内容をいま私の方で確定的に申し上げます。これは作成的な段階でわれわれの方で試算いたしましたものがございまして、それによりまして、国鉄に對して集めた金が出ていく、国鉄の共済組合が受け取るペースからいいますと、先生御指摘のようになんかふふていくわけでございまして、六十年から六十四年度にかけまして漸増いたしまして、最後は千三百億程度といふふうになるわけでございしますが、拠出の方につきましては、年度によりまして保険料負担が余り変動するのはいかかといふことで、一応五年間平均で六百億程度ずついたたいはどうか。これは試算でございします。

○伊藤(茂)委員 その財政調整で入れなければならぬといふのか、試算で言う交付金、大体六十年四億、六十一年度二百二十七億、六十二年六億、六十三年九百五十二億、六十四年度千三百億。最初の年はわずかに四億、六十一年度は二百二十七億、そして四年目、五年目あたりは急激にふえるといふふうな試算。平均云々といふ発想であつた方は「(こ)粗い試算」みたいなところまで出されて、法律には書いていないことがひとりで歩き、今日大論争になつてゐるという状態になつてゐるわけでありまして。法律にないことを粗い試算なんて括弧つきのものを出して大論争して、みんな頭にくるといふたようなことじ

やなくて、それはそれで、法律じゃないですから、通した後、財政調整運営委員会でもさまざまな意見を求めながら議論されるというのが本来の法律の筋であり、審議の内容であり、執行であらうと私は思いますが、四億から始まって千三百億、いろいろな議論になりますからその先のことは言いません。そういうことを踏まえながら私は三、四億意見を申し上げて答弁を求めたいのです。

一つは、この数字がある。画一に六百億。それを組合員個々の掛金、言うならば組合員に身銭を切らせることになるわけですが、その仕組みからいってまことに非民主的、強権的やり方。民主的ルールに沿ったやり方とは言えないのじゃないだろうか。連合審査でもわが党の大原委員から厳しい指摘がございました。その内容は私も繰り返しません。いずれにいたしましても、いまの法案では財政調整事業運営委員会、六名になるそうであり、それが、それによって計画を決めていく。そして、委員会の決定については運輸、郵政大臣と大蔵大臣が協議をして、国共審の意見を聴取した上で大蔵大臣が認可をするというふうになっているようにあります。ところが、きのうも出ましたけれども、その運営委員会と、連合会の評議員会、公企体共済組合の運営審議会、国家公務員共済組合審議会、その関連性の位置づけは何もない。言うならば、六人で決めたことを大蔵大臣が認可する、後はいただきます、こうなるわけがあります。そうして、この間に提出及び給付を受ける連合会の評議員会、公企体共済組合運営審議会などの審議を必要としないことになっていきます。片や、組合員からどれだけ拠出をいただくか、掛金をいただくかという保険料率を決めるのは、連合会の評議員会、各共済組合の運営審議会に諮って料率を定款に明記するという仕組みになっているわけであり、ですから、同じ組合員が負担するのに、財政調整の事項に限っては、拠出する方の各機関に民主的に諮られることがないという仕組みになる。言うならば、固有のそれぞれ

の審議会あるいは機関の審議権を軽視じゃない、これは無視ですね。言うならば非民主的なやり方になっている。人の財産か人の資金を出していただくのに、意見を言う場も決める場もない、とにかく出しなさいというところは、世間で通用する話ではないのじゃないかと思うわけであり、国鉄の方に必要な金額の変遷をベースに置きながら、その仕組みについては大きな問題があるということが第一であります。

二つ目には、法律論として何でこんなことになるのか私は不思議な気がするわけでありまして、今回提案された法律ではどのようにお金をいただくのかとかいうふうなことは、六人の運営委員会で協議をし、最終的には大蔵大臣が認可して決めることになっているわけであり、ところが、大蔵省の方から、ちよつと挑発的だったかと思いますが、「(ごく粗い試算)」という括弧つきで「保険料率の予想」などという数字が出されています。そして、このとり方、これがいまや残された最大の問題になっているというのが現実であります。これは法律の面からいっても、また法律に忠実であるならば、財政調整運営委員会のその場でさまざまな御議論をいただくという具体的な計画を決めることになっておりますというところから、法律自体の審議としてはいいはずなんです。その先のことをかんかんががくやって、おたくの方から計算を出してああたこうだ言って、これじゃ六名の方を、だれを任命されるのかわかりませんけれども、まるでばかにしたみたいな話じゃないか。この決まっていますからあなた方賛成してくださいということを権威ある運営委員会に——どういう権威があるのか知りませんが、言うというこのことになりませんか。そこまで出されているというの、法律論としてもおかしいのじゃないか。やはりあるべき機関で、あるべき議論をするというのが、この法律の精神に忠実なゆえんではないだろうか。

それと、さっき申し上げましたような人勸、仲裁その他も含めて——仲裁にしても、一生懸命が

んばって、しかし経営が苦しいからといってわずかな賃上げになる。一年間かかって獲得したその賃上げの三分の一はそっちに持っていかれる。これは組合員にしても疑問を感じるのはあたりまえです。大衆の気持ちですよ。大衆失礼な言い方ですけれども、この間の政治資金が何かの発表を新聞で見ました。大蔵大臣なんかはずば抜けて多額のあれになったようでございますが、やはり組合員、庶民一人一人の気持ちになって考えていたかなければと思います。

それから、いきなりそんなことを言うのじゃない、六名任命するのですから、その場で初めてさまざまな議論を多面的に出して、どう進めていくかというのがせめてものルールであり、民主的な方法ではないだろうか。私もよくわかりませんが、いろいろな方法があるでしょう。現存の積立金から、初めは四億円、次は二百億ぐらいなので、当面一、二年というのはその多額のあれではない、あとはふえますけれどもね。そういうことを考えたなら、ここに何らかの方法があるのではないか。後代負担の問題もありません。それを寛容の上で、そういうことがあってもいいんじゃないか、これはさつぱらんな話です。そういう発想もあり得ると私は思います。あるいはまた、千分の六、千分の六、合計千分の十二。たとえば組合の方で、人勸、仲裁がこんな事情です。それから、たとえば組合員個々の千分の六は積立金から何とかする、あるいは残りの、別の千分の六の方は事業主の方で何とかする、別の千分の六もあるだろうと思います。どうしたってみんな、労働者の連帯で国労を救わなければならぬ。それは第一前提ですから、そういう気持ちからいって、いまある積立金の一定部分を持ち寄って基金をつくってその運用をするとか、出し方については各共済に任せるとにかくお願いしますという方法ですね。その問題と共済の将来の大統合に向けてのさまざまな布石、それもわかります。わかるけれども、いま現実、一歩を踏み出すという時点において考えるならば、この非民主的な仕

組みについても重大な問題意識を感じてもらいたい。

いまの法律からいけば、法律論で素直に解釈をして、法律に書いてないことが大論争になる、大問題になる、それで国会の審議にも影響を与えるというような異常な姿ですから。大臣だって、いやそれらのことは法律どおりに六人任命をする運営委員会が御議論いただきます、こういうことを言っているわけですね。ところが現実には、その方々が議論するというのがひとり歩きしてこうなっているというふうなことです。さまざまな方法も私は考えられると思います。それは何も将来に向けての後代負担とか、あるいはまた将来の統一ということについて大きな障害をつくるのか、何がどうということでない形でお互い納得のいく方法も、そうすればあり得るのじゃないだろうかと思うわけであり、あなたの方のいままでの頭からすればむしろ問題であるかもしれない。せんが、いま申し上げたような趣旨にきちんと沿って考えていただきたいと思うわけであり、どうですか。

○保田政府委員 国鉄共済組合に對します財政調整の仕組み等々についての御質問でございますが、まず第一点の財政調整の具体的な内容は、先生御指摘のとおり、新しくできる長期給付財政調整事業運営委員会にゆだねるわけでございまして、この法案を作成いたしました際、あるいは法案の御審議をいただく際に、御審議のための手がかかりが全然ないというわけにはいかないのではないかと、ということでございますので、われわれはわれわれなりに、後世代の負担でございまして、か年金の将来の財政事情を健全に保っていくためにはどういう方策が最も適切であるかといったようなことも考えながら試算いたしましたものが、御指摘のような試算なのでございます。われわれとしては、もちろんあの方式、内容に固執するものではない、ご意見もありませんけれども、運営委員会で作成される具体的な調整事業の内容が、とにかく後世代との間の公平、それから将来の年金財政の健全性とい

う二つの基本的な方向に合致するものであることを期待するだけでございまして、それ以上のことを申し上げてはございせん。

それから、財政調整運営委員会が具体的な内容が決まりまして、たとえば保険料の引き上げというに至るまでの仕組みの問題を御指摘になりましたが、この点につきましては、法律上、この委員会で五カ年計画ができるわけでございまして、この五カ年計画が連合会、国鉄、電電、専売の各共済組合に示されますと、それぞれの連合会ないし組合は、連合会が評議員会、それから国鉄以下はそれぞれ運営協議会に、組合員の意向も聞くという観点から諮問をされるわけでございまして、連合会はその際に当然また運営協議会に諮問する、御意見を伺うわけでございまして、その際に運営協議会それから運営協議会には労働組合の代表もおおむね半分は参加していただいております。また、具体的な保険料率の決定等が行われる。それが決まりましたら、それらを参考にしまして各連合会、公企体の共済組合が定款の変更の決定をいたしますと、それが大蔵大臣に持ち込まれ、これが認可されることによりまして保険料が決定される。こういうことでございまして、その手続は一般的な保険料率の決定の手続で、特に非民主的であるという御批判を受けるには値しないのではないかと、こういうふうにご覧いただいております。

それから、先ほどの答弁の中で御感取ただけだと思われども、御提案のように各組合の共済組合連合会の積立金から拠出をしてはどうか、あるいは貸付金ではどうかといったような御意見がある、そのことはよく承知をいたしておるわけですが、先ほど申し上げましたように、やはり後世代との負担の公平あるいは年金制度の将来を考えますと、われわれとしては少なくともとるべき方策ではないのではないかと、こういうふうにご覧いただいております。

ますけれども、その点につきましては、将来の年金財政の一元化といった方向に反しない範囲内で、先ほど申し上げましたような従来のルールに従って御検討いただくということになるかと思ひます。

○伊藤茂委員 保田さん、隣の人が、やはり保田さんじゃなくてカタダさんじゃないかと、秀とて、ちよつと雑音が入りましたけれども、秀というものは大体方程式を考へて、それを思い込んで後は何でも動かぬというふうになるのじゃないかと思つて公式答弁を伺つておりましたが、いま申し上げたさまざまな問題は、今日ただいまの時間からどうなるかということも関係する問題ですから、私も氣を使つて言つてゐるので、わが党の重鎮がこの後質問されます。また御議論があると思ひますから、新たにはこれ以上言ひません。

ただ大臣、一言だけ。これからその財政調整委員会、大臣が二名、ほか四名はそれぞれを代表する者が選ばれるわけですね。それで、法律の文面に忠実であるならば、その方々が計画をつくり、六人衆だけでやるのではなくて、さまざまな配慮ある内外の努力をしてやられて当然のことだろうと私は思ひますが、これはこれから問題です。そして、それをお二人の大臣と協議し、何とか審議会の意見を聞き、大蔵大臣が最終的に認可する、こういう法律になつてゐるわけですね。ですから、それから先のことをごらんください。ですつて、閣議を起すことというのは、任命される方にもやはり失礼な話なんです、それは保田さんかカタダさんか、あなたが優秀な官僚として一つの考え方を持つてゐる、勉強してゐるというのはいいですが、役所の優秀な官僚の仕事だから、しかし大臣、基本的な筋としては、法律に忠実ならばその解釈するべきではないのでしょうか。そのほかは言ひません、それだけ。——カタダさんはもういいよ。法律に忠実ならばそうでしょう。任命する、そこで協議してもらおうというのですから、本来はその先のことをごたごたすることはないんですよ。

○竹下國務大臣 まず人選から始まると思うのですが、それもいま大蔵大臣がこれを認可するに当たつて、そうした意見を踏まえながらまず認可をしなければならぬ。それが運営に当たつては、もとよりこれは民主的な運営であるべきであつて、ある種の予見なり先見を持つてそれに従うような人選であり運営の仕方であつてはならぬという原則は、私も理解いたします。

○伊藤茂委員 そこまでしておきます。ちよつと、この運営委員会とかに關して具体的なことを一、二伺いたしたいのですが、条文を読みまして、財政調整事業、法案の附則第十四条の三の二項にいろいろ書いてございましてけれども、その中に「連合会及び公共企業体の組合が拠出する拠出金をもつて、国鉄共済組合に対し交付金の交付を行うこと等」と書いてありますね。「等」の話し、この意味はなにかと書いてないし、これはどういふ意味なのかということ。「等」といふのが入つておられますけれども、これは拠出金をもつて交付金の交付を行うことだけが国鉄共済の財政調整事業ではない。「等」とあるわけですから、どう解釈されるのか。言うならば、「等」といふのは意味が大いからです。この法律の題目もそうなんです。これだけの改訂が、「等」といふ言葉一つの題目となつてゐるわけですから。国鉄の共済年金の円滑な支払いが確保できれば他の方法でもよいという意味をこの「等」の中に含んでゐるのかということが一つ。

それからもう一つは、さつき六人全体みたいな質問を私もしましたが、この六名の方々、大臣が選ばれる者二名、それから各公共企業体の組合を代表する者各一名、それから連合会一名ですね。これらの者は大体どのような方、どのようなラングというのか、どのような考え方というのか、そういう任命をされる基準といふますか、お考えを持つておられるのでしょうか。

それから、さつき私が民主化、民主化と申し上げましたが、そういうルールからするならば、なるべく都合のいい、それからたくさんいらつしや

る大蔵官僚、忠実な方が集まればよいということだけではないと私は思ふのです。後の運営全体の、民主的な運営、それから組合全体の信頼性、組合の力が屈くんだというふうに通つてもらへるような運営と考えれば、私は六にこだわることはおかしいと思ふのです。たとえば、大臣が認可されるをもつとふやしてもいいだろうと思ひますし、それから、各共済組合からあるいは連合会から出される代表についても、複數にしてもいいし、三名にしてもいいと思ふのです。仕掛け全体がおかしいのですから、せめてその数なんかはここで思い切つてその二倍でも三倍でもふやして、全体が円滑に議論ができるということを考へてもいいのじゃないかと思ひますが、具体的問題二、三、どうでしょう。

○保田政府委員 お答えいたします。

先ほどの「等」でございまして、「等」は、連合会あるいは専売、電電から拠出金が国鉄の共済組合に交付された後これが支出されるまでの間、多少の期間国鉄の共済組合の中に滞留するわけでございまして、その期間中に運用収入が多少あるということが当然予想されるわけでございまして、それらも調整事業の財源として使ひたい、こういうことでございまして。

それから、財政調整のための運営委員会の民主的運営という御主張でございまして、先ほど来申し上げておりますように、財政調整の五カ年計画が委員会策定をされまして、これが定款のかつて、あるいは五カ年計画といつたかつかうで、大蔵大臣に持ち込まれました際には、これは当然、その認可をするに際しまして国共審に御相談することになります。国共審には、御承知のように九名の委員のうち三名は労働組合の代表者が参加するといふことになつております。この九名は、この法律が通りまして十五名に増員させていただきます。この法律が通りまして、組合員の御意向は十分参酌できるようになつておるわけでございまして、先ほど来申し上げましたように、各組合の運

営審議会あるいは連合会の運営協議会におきましても、組合の代表者の御意向は十分参酌できるということになっております。財政調整五カ年計画を定める場合には、各共済組合の定款、事業計画、予算というところに大きく関係いたしますので、この運営協議会ないしは運営協議会にも当然諮るわけでございます。その機会に組合員の御意向は十分参酌させていただく、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○伊藤(茂)委員 保田さんの公式答弁を聞く質問を何回やってもあれですから、次の質問に移りたいと思います。

委員長、済みませんが、予定の時間に参っておりますが、成立しておりますので、ちょっとだけ質問させていただきます。(いまも成立していない)委員長、これはひど過ぎますよ。何人いるか数えてみてください」と呼び、その他発言する者あり)——あと二問だけさせていただきますたいと思いますが、その一つは給付制限の問題であります。

中身はみんなわかつておることです。もちろん政府側もわかつておることですから詳しくは申し上げません。要するに、国公共済における懲戒処分に対する年金の給付制限、私どもは現行国共法を水準とすることが当然ではないかと言っているわけでありまして。昨日の連合審査でわが党の年金の神様の大原先輩が言われておりましたが、その御質問のときには、大蔵大臣も厚生大臣もそのとおりですという趣旨の御答弁をされておりましたが、これからの年金制度を考えれば、国民的な一元化、統合化に向かわなければならぬ、さまざまな議論もするし、さまざまな障害もあるかもしれないけれども、これは真剣にやらなければならぬということはお互いのコンセンサスですね。そういう中で考えてみますと、昨日の委員会でもございましたが、公務員制度、現在の公務員共済につきましても、当然でありますけれども、将来的には生存権の問題というのか、公的部分というのか、基本年金部分というのか、基礎年金部

分というのか、保険制度というのか、そういう土台部分と、それから職域部分といいますが企業部分と申しますか、公務員制度に属する部分となってくるであろう、そういう方向に向かっていくのが当然であろう。これはほかの年金全体を通じてそうですね。基礎年金というか基本年金というのか、そういうものの考え方は一つのコンセンサスを形成しているということだと思います。

(委員長退席、中西(啓)委員長代理着席) 大原さんの御質問に対して、厚生大臣もそれは真剣に考えていかなければならない問題だと言われておりましたし、私も聞いていますが、大蔵大臣もいまその内容については一つも否定することはないという御答弁をされておりました。そういうことを、将来に向けてこれが第一歩ですから、これからどういうふうな第二歩、第三歩と進んでいくのか、そういう展望性を考えますと、国家公務員共済における懲戒に伴う支給停止、支給制限、たとえば懲戒免職の場合でいけば百分の二十、二割ですから、二百万もろう人が四十万になりますか、これはいろいろな角度から検討しなくちゃならぬということに当然つながってくるであろうと思うわけであります。

今日、公務員制度については、いい、悪いは別にして、与野党間に意見の違いが現実にあります。しかし、そういう角度から検討しなければならぬということについては、私ども野党の仲間同士でフランクな議論をいたしまして、それはそのとおりだということに御理解をいただいているわけでありまして。これらの問題は、当然ですが、厚生年金もございませし、それから来年五十九年に出る予定の厚生年金、国民年金の関係の法案といえますか、その準備などを伺っても、一切そういうことは関係がないというふうなことになるわけでありまして。そういう意味で言いますと、私どもは当然これはなくなるべきものであるというふうな原則的にもと考慮しておりましたが、これから先のことを考えれば、わが党だけではなくてお互いのコンセンサスとして、この部分

を変えていかなければならないと思うわけであります。また、そういうことについてもこの段階できちんとしておける、一定の改善は当然図るということになるべきものであろうというふうには考えざるを得ないと思います。

わが党の年金の神様大原さんと言いましたが、与党自民党を代表する、自民党さんの側での年金の神様、いまわが党の話をしましたが、お宅の年金の神様も、それは前向きに話をしたいかなければならない。神様が二人集まってそういう御相談もあつたというわけであります。やはりいまのような懲罰的なことは、これは中身は政令事項ですから、そういうようなことについてはお宅の神様が言っているように前向きに改善をする。当然ではないかと思いますが、大事なことです。ちゃんと答えてください。

○保田政府委員 現行の共済年金制度は、公的年金制度の一環といたしまして社会保障的な機能、側面を持つというものは当然でございますが、同時に、先生御指摘のように、国家公務員制度ないしは公共企業体制度の一環であるということは御指摘のとおりであります。したがって、国の行政または公企体の企業経営を円滑に運営する、そういう目的に資するために、その目的に相反するような法令違反行為があつた、組合員についてそういうことがあつたという場合には一定の給付の制限を行つてきたわけでございます。その際、従来は国家公務員と公企体とは法律の違いがあつたのも当然でございますが、公企体相互間におきまして、共済年金の根拠法は同一でございますが、共済年金制度として独立の存在でございまして、そういう法令違反行為があつた場合に給付の制限をする、その度合いに多少の差があつたのは御指摘のとおりでございます。

今回御提案申し上げております統合法案によりまして、国家公務員共済と公企体共済の給付のレベルが統一されることになりまして、在職の通算制度も完全に行われるということでございますので、われわれとしては、この違反行為に対する給

付の制限についても、できることならこれは統一をしたいというふうに考えておるわけでございまして、確かに国家公務員と公企体の職員とはいろいろな意味での身分的なものあるいは行為に対する制約といったものについて差があることは否めない事実でございます。その辺をどう調整するかということは今後の政令段階で検討すべきこととさせていただきます。いろいろな御意見があるということはよく念頭に置きまして今後の作業に当たりたい、こういうふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 大臣、要望だけしておきますが、とにかく権威ある与党の年金の神様を含めて、これは公務員制度是非論というだけじゃなくて、年金制度の将来像というものも含めて、そういう視点も含めてやらなければならぬ。中身は政令事項になりますから、これはぜひ前向きに真剣に研究してやっていく。その間にいろいろな意見を求めたり求められたり、さまざまな御相談もあると思いますが、各党間でもこの問題については真剣な話の経過もございまして、そのことをきちんと受けとめて対応していただきたいというふうに思います。

最後に一つだけ、これは直接法案の関係じゃないのですが、将来大きな役割を担おうとされる大蔵大臣に伺いたいのですが、僕はこういう気がするのです。

いま年金のことをやっていますね。連合審査もございました。これからの年金の将来像その他についても造詣深い御議論がたくさんございまして、未熟な私なんかも非常に勉強になりましたが、私はこういう気がするので、高齢化社会対応というものは、年金問題は当然ながら、申し上げるまでもなくごく一部分であります。年金もありませんし、医療もありますし、雇用もありますし、地域社会の問題もありますし、それからさらに言うならば定年制と支給開始年齢の問題とか、先般の「一九八〇年代経済社会の展望と指針」ですか、何か出されておりました。それから、高齢者の所得保障は年金保障、雇用保障、どの程度どう

あるべきかとか、公的年金と職域年金の問題とか、さらにはまた、私も勉強といいますが、しているのですが、高技術化社会と高齢化とが同時並行的に進んでいく。さまざまな問題が起きているわけですね。

私は、高齢化社会対応というのは、やはり一つの社会システムをどう構想するのかという問題意識がベースにあるというのか前提にあるというのか、そういう勉強をしながら各パート、パートが絡み合って、どう深められるべきなのかという問題だと思っています。これから十年、二十年、三十年考えましたら、まさにこれは日本の社会像をどうするかというふうな問題だろうと思います。ところが奇妙なことに、前から指摘をされておりますように、雇用は労働省、年金は厚生省あるいはどうか、みんなばらばら。またまた奇妙なことに、これらを総括的に、高齢化社会の中で活力ある、しかも安定した社会を国、地方を含めどうつくるのかというところに対する政府内部の研究で、私も読ましていたのは経企庁、「二〇〇〇年の日本」とか先般の八〇年代とか。いいか悪いか、その中身については論評はいたしませんけれども、というふうな状況なんです。

そういうことを考えますと、大蔵大臣、やはり大蔵省はほかの省と違っていてトータルの日本経済、日本財政を担って視野が広いわけでありまして、ぜひそういう問題意識を内閣の責任で、高齢化社会の構想全体、それから、そういう中で国民の皆さんにどのような社会の展望を持って——高齢化社会というとかささしい気持ちがある、言葉遣い、老齢化というとなおさらです、老齢化という言葉を使わないですけれども、やはりそういう社会構想を内閣としてどうするのかというところが非常に重要な時代の課題であろうかというわけでありまして。特に大蔵大臣、厚生大臣とかいう立場にある方は非常にその気持ちも持たれるのじゃないかと思いますが、閣僚の重要なお一人としてそういう問題意識をぜひ、私は、これは議会の場でもそうですけれども、お考えを伺って——

お考えを伺ってというよりも、そういう問題にやはりトータルとして、あるいは新しい安定した社会システムをどうつくるのかという視点に立つて、これはやはり私も政治家としても考えなければなりませんし、行政の責任の立場としてもそういう時代ではないだろうかと思うわけでありまして、ちょうど大蔵委員会でもこういう法案を議論しておりますし、大蔵大臣の高邁なる御見解を最後に伺いたい。

○竹下国務大臣 さして高邁とも思いませんが、私は、戦後のわが国では、言ってみれば西諸国におくれた社会保障、とにかく社会保障はおくれているという認識はある種の共通な認識であったと思います。それは憲法二十五条でございますが、そういうところから発してきたものではないかなと思うわけでございますけれども、国会にいうのがより民主的な形で運営されておりますだけに、いろいろな議論がそこで出てきて、したがって、年金にしても、医療にしても、福祉にしても、雇用にしても、個別施策が先行して、言ってみれば全体の位置づけというふうなものにまで目が届きかねたという感じがあるのじゃないかと思えます。

したがって、私は予算を見るたびに思います、なるほどこの四分の一世紀を顧みても、確かに社会福祉の予算は抜けて七十倍というふうなものになっておりますだけに、一つ一つ見る数値も現実には存在していると思えます。しかし、それがその後、急速にやってきました高齢化社会、その中で、全体像としてとらえるというところにはやはり政策的な配慮の見直しというものがこれから行われていかなければならぬ問題ではないか。その見直しの一つが、今回御審議いただいております法律案でもあり、いまおっしゃいました年金、医療、福祉、雇用、すべての面にわたって、そういう全体像の中でこれかともらえていくという考え方に立つて、政治家個々がこれに対応していくかなければならぬ課題ではないかというふうな問題意識

は、私もひとしくしておるつもりであります。

○伊藤（茂）委員 終わります。

○中西（啓）委員長代理 武藤山治君。

○武藤（山）委員 いま伊藤茂君から、国鉄救援のために各共済組合の組合員が大いに協力をして負担をしようではないか、そういう合意が得られたというところは、共済制度の存続について大変重要な意味があると思えます。組合員は、利害が相反する部門もたくさんあるわけでありまして。しかしこの際、国鉄共済の救援をやらねばならない、こういうことで、お金を出すことについてはそれぞれ共済組合の方々も了解が付き合ったわけでありまして。

そこで私は、大蔵省にぜひ考慮していただきたいと思う点は、いまの保田次長の本ではなにかむようなかたい答弁ではなくて、もっと温かみのある配慮、細かな配慮というものが必要じゃないのか。というのは、いままでの答申をずっと見ましても、そういう点が諸所に出ているのであります。

たとえば、ことしの三月二十三日の国家公務員共済組合審議会の大蔵大臣に対する答申を読んでも、たとえば経営形態と年金制度が不離一体の関係にある現在の制度下で、政府は一方では三民営などということを強調が叫び、政府もそういう方向にだんだん移行していこうと考えている、そういうときに、いま共済組合の方へ組合員は統一をしていく、こういう矛盾は一体どうしたら解決できるのか。そういう問題について、この審議会も「切り離して審議することの難しさについては、全員理解を示した。」こう書いていますのですね。いまこの取り扱いに、こういう矛盾もあるのです。それからさらに、ことしの三月二十九日の社会保障制度審議会の答申を読んでも、「経過措置を設ける等の配慮が必要である。なお、既裁定年金の取扱については、制度の切換えに際し、既得権尊重への観点から特にきめ細かな配慮が必要であることを指摘しておきたい。」

そういうきめ細かい配慮が必要だ、そういうこともこの答申の中で言っている。あるいはまた共済年金制度基本問題研究会の意見書をずっと読んでみても、そういう細かな経過措置を設けることが妥当と考える、そういうことで、いままでのそれぞれの組合員間の利害の違ひや制度の違ひなどをひとつ十分きめ細かに配慮をしてやってほしい、こういうものが出てくるのです。

ところが大蔵省は、財政あつての国民だという考えが先行するせいとかどうか知りませんが、いざにしてもこの資料を見ると、来年十月から個々の組合員の掛金をばんと上げようというのです。千分の十二上げるといいます。法律にそんなことは書いていないのに、大蔵省はすでに千分の十二は組合員個々の負担だ、それを労使折半すると〇・六％掛金が上がるわけですね。これは組合員にとってみると、この問題だけではないですね。国家公務員は給料も上がらないのですから、ベテスアップを認めない、三公社の諸君の仲裁決定も政府は実行しない。払う方は全然払わないで取る方ばかりはどんどん取って、後で質問します。健康保険も今度は二割自己負担だなどという新聞がばんばん出る。こういう状況の中で、払うのは一人ですから、国民の払う立場になれば、幾つもの項目みんな負担増になってしまうのです。そういうことをもって考えたら、もうちょっと温かい配慮が、答弁が出てきていいのではないかと申すのです。しかし、先ほど大蔵大臣は伊藤君の質問に対して、この千分の十二というのは法律条項ではないのです、法律条項ではない。では初めから千分の十二は決まっていたのですね、保田君もこれは試算でありましたと言ったのだから、試算というのはあくまでも試しの計算なのであつて、そんなのは法律でも何でも無い、根拠はないのです。

（中西（啓）委員長代理退席、委員長着席）
こうありたいという大蔵省の期待なのです。保田次長がその自分の期待で、全国の組合員全体に及ぼすような数字を固執するというのは私はいた

だけない。

しかし、いま大蔵大臣は、やはり政治家だから、そういうものを押しつけない、それから、今後の財政調整委員会が決めるのに対して、大蔵省が予見を持って運営させるようなことはしない、こういうことを答弁されました。ということは、その解釈をさらに具体的にすると、千分の十二というものにこだわらない。問題は財政調整委員会が、来年は一時まず積立金から救済資金を出しておきましよう、二年間ぐらひは積立金から出しておきましよう、三年目ごろからは掛金を引き上げて、全組合員の納得の上に了解を求めて、保険料負担で片づけようという答えを出したって、これは財政調整委員会の自由権だと私は思うのであります。そういう意味で、先ほどの大蔵大臣の伊藤委員に対する答弁というのは非常に重みのある答弁でありますから、保田次長にその点だけはもう一回私は確認しておきたい。大臣が答弁したことを大蔵省は知らぬと後で言われたのでは困る。そここのところだけはきちっと確認しておきたいのであります。

○保田政府委員 本委員会とかあるのは昨日の社労との連合委員会等で御議論の素材となつたのはわれわれがつくつた試算である、それにすぎないということはおっしゃるとおりでございます。国鉄の共済組合に対する財政援助の具体的な内容は、大臣がお答えいたしましたように、将来つくられるであろう財政調整の運営委員会にゆだねられるべきものであらう。それは言うまでもないこととでございます。われわれはそれに対して若干の意見を持っておりまして、それに基づいてつくつたのがあの試算である、それだけのことでございます。

○武藤(山)委員 それだけのことであるというならばよろしい。私もあくまで参考試算、こうなっているのですから、これは固執すべき数字ではない、こう考えます。だからといって、調整委員の選任で保田君の言うなりの人を出そうなんというけちな考えを持つては困るので、そういう委員

には公正妥当な人になつてもらうような配慮もしなければいけないと思うのであります。

私は、最近の中曽根内閣の政治姿勢を見ておると、戦後三十八年の間の歴代総理と比較して大変な危険を感じる点が三つあるのではありません、竹下先生。大蔵大臣はやがて総理になると目されておる人でありまして、政治家として十分他山の石とすべき点の中曽根さんにはたくさんあるような気がするのであります。

その一つは何かというと、民主主義が形骸化され、崩壊しつつある日本、これがいま特徴的ではないかと思うのであります。きょうはそういう政治論を論ずる時間ではありませんから深くは申し上げませんが、たとえば武器技術輸出問題についても、国会は武器輸出はしないという決議をしておるにもかかわらず、国会で修正もしない、意見も聞かない、勝手に行政の長官である総理大臣がアメリカへ行つてちよこつとレーガンと約束をしてしまふ。人事院制度というのは勝手に行政がつくつた制度じゃない。これは国会の決議において、法律に基づいてきた機構なのであります。まさに立法院の意思によつて承認された機構なのであります。そういう立法院の満場一致の決定の意思を、行政が金がないからという理由で、公務員は雲かかすみ食つて生きろ、三公社の労働者は仲裁裁定、裁判の判決にも匹敵するものが出て守らない。これはまさに民主主義のじゅうりんでありませんか。そういうことで一体政治の民主主義秩序というのは保たれるのでしょうか。

民主政治というのは、司法、行政、立法の三権が完全に分離独立をし、牽制し合う仕組みが働くときが真の民主主義だと私は思うのであります。そういう点で、いまの中曽根内閣は行政が独走しつつある。立法院に対する配慮がことに欠けつつあるというのは民主主義の形骸化であり、崩壊の過程をたどつていゝと私は見ておるのであります。したがつて、民主主義というものはもつと手続が重要だということ、この共済年金法の改正に当たつてもそういう視点を十分踏まえて、民

主主義的なルール、運営のあり方をきちっと踏まえるべきだということを私は言いたいののであります。

もう一つの点は、直接関係ありませんが、恒久平和論の放棄であります。恒久平和主義というものの後退であります。恐らく竹下大蔵大臣と総理の哲学は違ふと思ひますが、いまの中曽根さんの突つ走つてゐる姿勢、行動というものは、恒久平和主義という日本の戦後の伝統をいまやつぶそうとしてゐる。これは大変重要な点なのであります。

第三の問題は、せっかく築いた福祉国家論の崩壊であります。いまや福祉国家という言葉が使えない方向に、日本の社会保障、福祉というものが後退に後退を続けつつあるということでありまして、すでに七十歳以上の老齢者の初診料や入院費も取る。今度は民間の労働者からは本人加入も二割自己負担をさせる。そして年金は、これから質問をしていきますが、厚生年金のかんりの給付のダウン。こういうような一連の問題を考えると、いよいよ自由民主党・中曽根内閣は福祉国家から転落する道を国民に押しつけようとしてゐることは間違いない。

この三つの中曽根内閣の特徴点にどう歯どめをかけるかが、いま野党の政治家の大きな仕事だと私は考えております。しかし、根本的には、やはり絶対多数を持った自民党に所属する政治家が反省し、みづからが姿勢の転換を図つていかなければ、私は五十年後の日本の歴史の中に現代がどう浮き彫りにされるかということは大変心配いたしてゐるのであります。

いづれにしても、そういう問題について大蔵大臣は、最近のそのような政治的な動きや現象やすべての問題を直視した感じでどんな受けとめ方をしていらっしゃるのか。過去の歴代内閣とそう変わつていないと考へてゐるのか、武藤君が言うように変わつてゐるなどという印象を受けてゐるのか、その辺ひとつ政治家として率直な意見をお聞かせ願ひたい。

○竹下國務大臣 大変次元の高い御質問でございますので、法案審議の問題は別といたしまして……

私は、民主主義というのは手続が大事であつて、その手続が間々なおざりにされたときに危険でありますだけに、三権のそれぞれ牽制し合つた存在もそこにあると思つております。ただ、その手続が余りにも慎重過ぎて、時代の推移とかあるいは私がいままたま担当しておる財政とかいふものとの歯車がかまひないままに進まなかつた場合、間々国民自身が大きな不利益を受ける。したがつて、その緩急の度合いというものは、国会は与野党で構成されておりますが、それぞれの良識とか話し合いというのがその辺の調和をとつていくべきものではないかというふうに思つております。

中曽根内閣に対する武藤さん自身の批判、これは武藤さんの立場からしてまた自由であると思ひますが、自由民主党という言つてみればマジョリティーを与えられた政党が、憲法に基づく手続によつて国会で選任した総理でありますだけに、憲法を中心とし、そしてまた長年の伝統の中に根差して今日政策遂行に当たつてゐる。しかもそれは国内情勢、国際情勢の変化に機敏に対応したそれぞれの措置がとられてゐるではないか。具体的にいま指摘のありました武器技術の問題等も、一方から見ればそういう変化に対応した機敏な措置であるという評価もまたできるのではないかとこのうに思つております。

それから福祉国家論というのは、これは古くて新しい問題であると同時に、長い間議論されたところでありまして、当初福祉国家論というのは憲法二十五条に基づいた物の考え方から表現された言葉であつて、それは言つてみればおくられてゐるという認識から、全体的なところから眼を注ぐ余裕もなく、それぞれが個々の問題として今日充実にきた問題ではないか。したがつて、金目で見ますと、どれをとつてみても、実際問題他の先進諸国に著しく劣るというものはほとんどなくな

つておるといふように私は思っております。ある意味においては、いま先進国がその行き過ぎの中で勤労意欲を失つて、ヨーロッパ病とか、あるいは特定の国を指すならばイギリス病とか、そういう言葉が使われるようになっておるだけに、むしろ中長期の展望に立つて整合性を持った見直しを行うことが、あのような国にならないための政策課題として、いまわれわれに与えられた任務ではなからうかというふうな感じすら抱いておるわけでありまして、したがって、人口構成がいまのような状態になつた場合、現状の施策、制度そのまゝを引き続き行つていくということは、これは世代的な摩擦を惹起し、この辺である意味において抜本的な見直しもまた必要ではなからうかという議論も当然あり得る議論だと思つておるわけでありまして。

そこでいま一つは、この国会の議論というものはそれだけに重要な議論であります、いま私とプライベートにはまさにインティメートフレンドである武藤さんが、政党は異にするという立場もございまして、いわば自由民主党というマジヨリティーを持つた政党がしつかりしなければならぬとおっしゃつたことは事実であります。お互い学校で教つたことを思い出してみれば、批判というものはまず七割方は体制側に対して行うべきものである、三割方は野党と申しましょうか反体制と申しましょうか、そういうところに行われたいと申さるべきものである。いまのところ大体七、三が九、一ぐらいになっておりますが、しかし、それはそれなりに耐えていかなければならぬ、いわばマジヨリティーを持つ立場にあるものの当然の――それに耐えていくことがまたわれわれに課せられた使命であると思ひます。

そうして、一つだけ反論じやございせんが、したがって、マジヨリティーを持つ体制に対する歯どめの役を野党が行つておるとおっしゃつておりますが、議会制民主主義というものは政権交代があつてこそ本来あるべき姿でございまして、いずれその立場がかわるであらうことも十分

私は考えられることであり、そのように相互の政策というものが近接していくことが、好ましい意味における議会制民主主義のあり方ではなからうか。きょう四時でございますか、先輩の石田博英さんが国会引退声明をされるという話であります、あの方が、私どもが二十五年前初めて国会に出たときに、十年以内にはいづれ社会党の政権がある、そのときに自由民主党というものが一体復原力があるのか、その復原力を持つだけの勉強が、いま余り若くはありませんが、若い君らに課せられた大きな使命であるということをお先輩として諭されたことを思い出しますと、当時二百八十七名が自由民主党で日本社会党百六十六、共産党一、その他十三という時代でありましたが、その後の国会の議席数も五十ふえております。政党もまた多党化現象をもたらしておりますもの、いまの状態から見ると、十年以内と言われた言葉が実現していないということは、ある意味においては議会制民主主義のまた悲劇ではなからうか。あるいはわれわれが耐えていつて国民のニーズに合致して、批判を受けつつも今日まで歩んできたことを、国民がまた評価したとも言えるわけでもございまして、その一面だけをとりつてわれわれに情性とかあるいはおごりとかいうものがあつてはならないと自粛自戒し、みづから言い聞かせておるところであります。

○武藤(山)委員 竹下政治哲学を聞かしていただきました。やがて野党が政権をとるように、われわれも研さんに努めてまいりたいと思ひます。さて、年金の問題であります。試算がいろいろ出ておりますが、長期収支見通しを見ると、公務員の一般組合関係は、昭和六十八年に収支がマイナスになる、積立金を取り崩していかねばならなくなる。それから郵政共済は、昭和六十七年では収支償わず赤字になります。地方共済組合は昭和七十二年、そして国鉄共済は昭和六十九年度からマイナスになる。電電共済は昭和七十八年度で収支赤字であります。専売は昭和五十九年度で収支赤字であります。こういう公企体の状況と

国家公務員の状況を見ると、年々五%給与が改定をされて、運用利回りが六・五%と見て、そして五年ごとに財源率の引き上げを行つて、いま申し上げたような年数でそれぞれが皆赤字になつてしまふ、こういう試算が出ておられます。でありますから、早晩大きくまとまらない限り、老後の年金がずっと現在のようにならざるというものは確実に不可能である、こういうことは見通せるわけでありまして。

そこで伺いたいのは、共済組合だけ統一をしてその将来展望を立てた場合に、どういう青写真になるのか。いまは当面だけ糊塗して、国鉄だけとかくつぶれないようにしよう、これがつぶれたら連鎖的にほかも、次は専売がいくよ、次は郵政がいくよということになる。そこで当面国鉄だけ食いとめておこうという泥縄式の対応なんです、これから一体この二百万の組合員でこれだけの年金というものを支えていけるのだろうか、その点についてはどういふ展望を持つてゐるのでしょうか。

○保田政府委員 今回御提案申し上げております統合法案の内容は、一に国鉄共済組合に対する援助の問題、その第二が公企体共済組合の給付水準、給付の要件を国家公務員共済組合のそれらと合致をさせるという二つの内容を持つておるわけでございます。

政府としましては、昭和七十年を目途に、現在分立しております公的年金諸制度、八つあるわけですが、これの全体の一元化を完了させたいという目標のもとに、本年五月二十四日に「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」というものを閣議決定いたしておるわけでございます。その閣議決定におきまして、先ほど申し上げました一元化を七十年に完了させたいという目標のもとに、今後の年金諸制度全般についての具体的な検討の大きな手順、内容を決めておるわけでございます。

その中身は大きく分けて三つあるわけですが、昭和五十八年度につきましては、先ほど大要を申

し上げました国家公務員共済組合と公企体共済組合の統合、それから第二が地方公務員共済年金制度の財政単位の一元化、この二つを行う、これが第一段階でございます。さらに昭和五十九年から六十一年度にかけまして国民年金、厚生年金、船員保険、国民の非常に大きな部分をカバーしますこれらの年金制度の関係の整理を行う。それで共済年金につきましては、この五十九年度から六十一年度にかけて行われます国民年金、厚生年金等の関係整理を横目に見ながら、この趣旨に沿ひましてこれらの諸制度との関係整理を図っていく。給付面の統一に合わせまして負担面の制度間調整を進めまして、昭和七十年の公的年金制度全体の一元化に向かひたい、こういうことでございまして、そういう非常に大きなのが国年金制度全体の改革の第一歩という位置づけをしていただいております。

○武藤(山)委員 五十九年から六十一年に厚生年金、国民年金、船員保険の関係整理をする、そうなりますと恐らく給付水準も変わり、掛金も変わる。いままでの共済の議論というのは、厚生年金が変れば大体共済も変える、あるいは恩給が変れば共済も変えるという関連性があるわけですね。そうすると、共済組合は今回の改正をしておいて、さらに五十九年六十一年度の厚生年金関係の統合が済むと一定の水準が出ますね、その水準にスライドするように公務員関係、共済関係の方もいじることになるのじゃないのかな。七十年まではつておくのじゃなくて、その辺でまた何か大改正が起こるような気がするのですが、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○保田政府委員 先生篤と御承知のように、わが国の共済年金制度というのは二つの側面を持つておりまして、一つは社会保障制度といたしまして老後の所得保障を行うための機能、もう一つは公務員制度あるいは公企体の職員としての制度を能率的に運営していくために資するという制度、そういう二つの側面を持つておるわけでございます。このうちの前者、社会保障的な機能を持つ部

面につきましては、先ほど申し上げました五十九年度から六十一年度にかけて厚生年金ないしは国民年金、船員保険において行われるであろう関係整理との整合性を図りながら統一をしていく。残りの第二の部面につきましては、第一の部面の関係整理を見ながら、共済年金制度の特殊性を踏まえていかなる色づけをするか、その際に検討をさせていたいただきたい、こういうふうな考えているわけでございます。

○武藤(山)委員 だから私が聞いているのは、七十年の全的統一の前にまた共済の手直しがあるだろう。というのは、五十九年から六十一年に厚生年金関係が統合されますからね。それに右へならえの部分かなり出てきて、恐らく共済年金の方も手直しをせざるを得なくなるのではないかと聞いている。

○保田政府委員 年金担当大臣のもとで行われております年金全体の再編成、統合の姿を見なければならぬわけでありまして、先生御指摘のような事態がある可能性は、現在否定するわけにはまいらないと思ひます。

○武藤(山)委員 恐らくそうしなければ、一挙に昭和七十年まで、全統一できるまで今回の改正でずつといけるなどは私は見通していません。したがって、これは組合員にとっては大変いろいろな不安がある問題なものであります。

そこで、厚生省にお尋ねいたしたいのですが、今度は土台になる方の厚生年金、国民年金の関係整理という問題の中で、厚生年金というのは現在の給付よりも一体どのくらい低くされちゃうのか、どの程度の水準にまず目標を置いているのか、その点からちよつと説明してください。

○古賀政府委員 厚生省といたしましては、厚生年金保険及び国民年金の制度改正の法案を次の通常国会に提出するというところで、現在鋭意その作業を進めているところでございます。できるだけ早く成果を得まして関係審議会にお諮りをしたいということでございますので、現時点におきましてはまだ厚生省原案は固まつておらない、こういう

うことでございます。

○武藤(山)委員 固まつていないけれども、厚生省案というのは外部をいろいろ騒がしておるわけですから、目安なり考え方というのがあるわけでしょう。九月十八日の読売新聞にかなり詳しく、厚生省は年金制度の抜本改正作業を進めているが、その厚生省案がほぼまとまつた。読売新聞はこんなに大きく書いてあるんだ。国会で答弁すると揚げ足を取られたり、突つ込まれるから物を言わぬというのはいかぬね。新聞に出てくるんだから、もう少し詳しく親切に答えなければ……。

○古賀政府委員 結論を先に申し上げた方がいいでございますけれども、新聞報道につきましては十分に憶測的な記事もあるわけでございます。私どもとしては、繰り返すようでございますけれども、速やかに成案を得まして関係審議会にお諮りをしたいということに尽きるわけでございます。

ただ、ことしの七月十五日の社会保険審議会厚生年金保険部会におきまして意見書がまとまつておるわけでございます。この意見書は給付水準につきましても述べておりまして、受給者と現役被保険者との生活水準のバランスを著しく損なうことのないようにということ、それから後世代の保険料負担は現在の三倍を超える高率になるということ等を懸念いたしまして、そういう過重な保険料負担にならないようにというふうなことを述べておるわけでございます。

そこで、さらにその意見書におきましては、厚生年金保険の給付水準を、現役男子の平均標準報酬の六〇％程度とすることを基準と考えるべきであるという指摘をいただいております。私もこの意見書を十分尊重してまいりたいという考えでございます。

○森委員 速記をとめてください。

(速記中止)

○森委員長 速記を始めてください。

○武藤(山)委員 話が中断をしてしまつて、ちよつと意気阻喪してしまつたのですが、厚生省、い

ま平均賃金の六〇％程度を目安に検討しているような話がありましたが、もし六〇％程度で計算をいたしますと、仮に五十七年度未現在で平均賃金が二十三万二千円という程度となると、年金額は十四万円程度ですね。それから、仮に四十年勤務したとして計算をしても、六〇％では十五万程度ですか、その程度の水準だとすると現行よりも年金はかなりダウンしますね。目安として現行と比較して大体のところ何％くらい低くなるか、まだ決めてないのではありませんか、どの程度の水準の年金をいま考えておるのですか。

○古賀政府委員 五十五年の改正の時点におきまして、三十年加入で平均賃金の六八％になつておりました、このまま参りますと四十年加入者につきましては現役の八三％という高率になる。加えて、妻の任意加入が加わりますと一一〇％にもなるという状況でございます。とにかくこのままの計算方式で参りますれば、受給者と現役被保険者との生活水準のバランスを失ふことになる、こういうことでございます。しかも保険料負担は現在の三倍を超えるというふうな状況になるのでございます。これでは余りにも世帯間の公平を欠くということでございますので、意見書では先ほど申し上げましたように、厚年では現役の六〇％程度を将来とも維持していくのが適当であるという意見をちよだいしておるわけでございます。

そこで、この意見書を十分尊重いたしまして、いま原案づくりをやつておるということでございますので、この六〇％程度というものを尊重いたしまして、これを給付水準に持つていく場合にも、これは長い年月をかけて持つていくということになるわけでございます。あくまでも将来にわたつてそういう給付水準を設定するというところでございますので、蛇足ではございますけれども、現に支給されている年金の水準を落とすものではないということとは当然でございます。

○武藤(山)委員 それは現在もらつて既裁定年金者には落とさないけれども、この法律ができ

れば、新規裁定者は従来よりも低い水準になるわけでしょう。

○古賀政府委員 ほうつておきますれば、これは現役の勤労者の平均賃金を上回るような年金額になつてしまふから、国民的合意は得られない。それを長い年月かけて適正な給付水準に持つていこう、こういうことでございまして、相当長期にわたつての期間かけまして適正な、国民的合意が得られる給付水準まで持つていこう。こういうことを意見書も示唆しておるわけでございますし、私どももやはりそういうふうな考えるべきではないかと思つておるわけでございます。

○武藤(山)委員 ですから、この意見書を見ると、平均標準報酬の一〇〇％を超える高い年金水準を二十年間で手直しすると言つてはいるわけですが、それにしても既裁定年金者と、この統合法案ができた後の新規の退職者の年金というのは、その前にやめた人よりは低い水準になるのではないのでしょうか。

○古賀政府委員 これから新たに被保険者になつてまいります方がこのままの制度でいきますれば、繰り返すようでございますけれども現役勤労者の平均賃金を上回るようなことになりまして、それを避けるために、その修正と申しますから、給付水準の適正化を図つていくということでございますので、このままほうつておくということ、これは加入期間も長くなりまして、受給期間も長くなる、お年寄りの数もふえるということでございますので、そういう急速な高齢化社会に対応するために適正な水準に持つていこう、こういうことでございます。

○武藤(山)委員 その適正水準を聞いているわけですよ。大体どこを目安に考えているのか。新聞の報ずるところによると、今度は妻の年金権、サラリーマンの奥さんみんな国民年金に入つてもらう。妻の年金権をまず全部が持つようには。そして仮に妻と夫が六十五歳になつたときには妻の方の基礎年金が五万円、夫の基礎年金五万円に報酬比例部分六万円と、四十年加入した場合に

夫婦合せて十六万円、そういう試算をして水準を決めようとしているのが実はこの意見書の中身なんです。そういう基礎年金という考え方も採用しない、独自のものを厚生省は考えておるので、この意見書の意見は尊重しないと考えているのか。基礎年金と報酬比例年金の部分との考え方は、考え方としてはこれを採用するのかもしれないか。

○古賀政府委員 先ほども申し上げました去る七月の社会保険審議会の厚生年金保険部会の意見書では、「各制度に共通する給付を導入する」といった考えの下に、全体として整合性のとれた制度」とすべきであるという指摘をいたしております。これは、とりもなおさず基礎的な年金の導入を示唆しておるものと私は理解しております。現在その原案作成に鋭意努力をしておるということでございます。

○武藤(山)委員 鋭意努力していただくのは結構なんです、中身をもう少しと詰めてみたいと思つて質問しているわけなんです。

厚生省のそれが考へてゐるのかわかりませんが、厚生省は国民年金を基礎年金に衣がえし、給付水準を現行よりも三分の一程度切り下げの方針のようである、この切り下げによつて保険料も低くなり、三十年後のピーク時でも、現行のまま、五十七年価格で月一万三千円程度でおさまるものをねらつてゐるようだ、これは報道に過ちがありますか。そんなところをねらつてゐるのですか。

○古賀政府委員 先生の新聞報道を御引用になつての御指摘でございますけれども、私の方はまだそこまで詰めておらないのが実情でございます。現在いろいろな試算をやり、いろいろな検討をいたして原案をつくる作業にいらしてゐると思つておりますが、毎日、日夜その原案づくりをやつておるということでございます。

○武藤(山)委員 役所というのはなかなかたくて、素案はかなりできてゐるのだらうと思つて、すけれどもね。まだ全体の了解が得られていない

からしやべれないのかもしらぬけれども、この案で見ても、厚生年金、世帯単位の年金に、妻と本人が六十五歳になつたら満額基礎年金がもらえて十六万というこの金額の数字は、いまの年金よりかなりダウンしますね。いま三割と、こう新聞は書いておられますが、現在の制度は、夫が厚生年金に入つていて妻が国民年金に入つておる人で四十年加入した場合に、夫婦合せて月二十四万五千円の年金がもらえることになつてゐる。それが将来十六万になつてしまふという制度ですね。これは国民から見ると、年金ももう当てにならなくなるという印象を与えるのですが、そんなダウンは全くないんだ、そんなに低くはならない、こう言い切れるのか、いやいやそこの十六万ぐらゐの線になつちやうかもしらぬという感じなのか、それはどうなんですか。現在の、四十年加入で夫婦で国民年金と両方もらえたら二十四万五千円、これはどの水準ぐらゐに今度はダウンしますか。

○古賀政府委員 先ほども申し上げましたように、このままほうつておきますと、現役の平均賃金の一〇〇%の水準になつてしまふわけです。これは、現役労働者の合意、さらには国民的合意は得られないだらう、しからば適正な水準にこれを設定するとすればどの辺が妥当であらうかということでございます。繰り返すようになりますけれども、その目安として意見書は六〇%程度ということを書いておるわけでございますので、それを尊重して原案をつくりたい。そういうお答えしか、現時点においてはなかなかできないということでございます。

○武藤(山)委員 それでは国民年金と厚生年金の関係整理、連動という考え方はとらないのか、とるのか、それはどつちかですね。とるとすれば、基礎年金というふうな意見書の発想というものを尊重し、取り入れるのか。それは全く別な賃金の六〇%程度目安の、従来と同じような発想の厚生年金システムをそのまま続けるのか。それとも国民年金は基礎年金部分という形に位置づけ

て、六十五歳になつたら、夫婦の世帯で何ぼになるということを目安にして決めるのか。基礎年金部分というのは考へてゐるのか、考へてゐないのか。額は幾らにするかというのは別にして、考へてゐるのか、考へてゐないのか。

○古賀政府委員 先ほども申し上げましたように、意見書では、各制度に共通する給付を導入する、こう言つております。この各制度に共通する給付というのは基礎的な年金ということでございます。ですから、そういう方向で私どもは検討をしておるわけでございまして、基礎的な年金を導入いたしますれば、その上に各制度ごとの独自の給付が、被用者年金でありますれば上に乗るといふ形にならうかと思ひます。いわゆる二階建て年金というのをこの意見書は示唆しておるわけでございまして、私どももそれを尊重してまいりたいというふうな考へております。

○武藤(山)委員 私がいまこんなことをしつこく聞いているのは、結局いま議題になつておる国公や公企業の共済年金にも、これはやがて皆かわつてくるんですよ。来年の通常国会にこの法案が出て可決されると、その翌年には恐らく共済の方にも大体右へならえしろという議論が出てきて、共済年金の方の改善もまた当然起つてくるんですよ。したがつて、その全体像なり年金の理念と目標、長期ビジョンというものをやはり聞かないと、本来は、現在の法案すら本当は審議できないんだ、全体枠がわからぬと。これは掛金を納めてゐる者なり退職する人から見たら大問題なんです、未来の設計ができるかできないかなんですから。そこでしつこく聞いているわけなんです、幾日ならわれわれに示せるのですか。何月何日ぐらいならその案は示せるのですか。法律になつて国会に出るまでは、また国会議員には全部つなばれ敷にしておいて、さあ法律になつてしまつたのだからどうにもならぬよと数の論理で押し通すのですか。いつそれをやるのですか。

○古賀政府委員 はつきりいたしておりますのは、次期通常国会に改正法案を提出したいとい

いうことでございます。現在その厚生省案をつくるための作業をいたしておりますが、速やかに成案を得まして関係審議会に諮問をいたしたい。できるだけ早くその成案を得るべく、現在最善の努力をいたしておるところでございます。

○武藤(山)委員 それでは今月いっぱいは無理、十一月いっぱいぐらいにはできそうですか。

○古賀政府委員 きょうこの時点におきましてその時期をお示しすることはなかなかできにくいというところでございます。それは、やはりいままでの改正と違ひまして相当大きな改正でございます。制度の仕組み、いろいろな財政計算等ございまして、私ども日夜作業をやつておりますけれども、その成案を得るための時期というものが、きょうこの時点ではなかなかお示ししにくいという状況でございます。

○武藤(山)委員 それでは、これ以上あなたと議論しても仕方ありません。

厚生省がおいででありますから、もう一つ健康保険の問題でちよつとお尋ねしておきたいのであります。健康保険の給付率を家族も本人も一律八割にする。そうすると、国保の方はいま七割給付ですからちよつとよくなるのですが、いづれにしても健康保険の本人まで二割負担、給付率八割、これは自民党政府としては是非でも実現をするのですか。それとも福田派のように、これは反対だと言つてゐる勢力も与党の中にあるようでありまして、これは厚生省ですか大蔵大臣ですか、これを買徹する意思なのか、引つ込めるといふ意思なのか、これはだれに聞いたらいいのですかね。

○下村政府委員 厚生省といたしましては、ただいまの医療保険制度の改革案、概算要求という形で提案いたしまして、与党の方にも御説明申し上げておりますけれども、厚生省の概算要求に対する与党としての正式な態度はまだ未定というふうなところになつております。概算要求という形で政府内で手続を進めるといふことについては御了解をいただいておりますが、党としてはまだ最終的な

結論をいただいていないという状況でございます。私も現時では申しませんけれども、これから先の医療費の動向あるいは国民の負担能力というような点をいろいろ考えまして、一応最善と考えられる選択をしたということでございますので、ぜひとも与党の方にも御了解をいただいて、この案で医療保険制度の改革を進めたいというふうに考えております。

○武藤(山)委員 大蔵大臣、今度の概算要求で新たに患者の負担が激増する、総額七千五百三十億円患者から取り上げるわけですね。これは患者にこういう負担を安易にどんだけかけるの、ほかに、あるいはかけざるを得ないとするなら、ほかの手だて、薬の方と高度の医療機械ですね、何億もするもの、そういうようなものを考えてみると、薬の関係と高度の医療機械に対して、政府がもっと価格に介入してコントロールする。医者の方は点数で政府が決めてくれているんですよ。へば医者であろうが、いい医者であろうが、大体みんな同じ料金で国が全部払ってくれる。薬はもう薬会社の自由だ。点数は決まっているだろうが、かなりもうけている。機械などは二億だ、十億だ、五十億のスキヤナードンというもので売れるわけですね。それは値段構わないんだ。これは統制ないので、そうすると、その医療機器の金を回収するために、これまた医者はどんだけ検査の必要ないもので検査料でもうけようとする。この薬と機械の方をばって患者にだけこうやって負担をどんだけかけるといふいまの姿勢には問題があるね。大蔵大臣は財布を預かっているから、七千五百三十億円減額になるので大喜びだといふので突破しろと号令かけるかもしれないが、このやり方もちょっと、私にいままで聞いてなかった話が唐突に出てきて、この中身を見ると二割負担なんといふことになったり、入院時の給食費の一部患者負担千二百億円。これはうちにいっても飯食うんだし、病氣してもなくても御飯食べるんだから、これは理解できる。しかしあとの保険給

付対象からビタミンを外すとか、被用者保険給付を現在の十割から八割にして五千三百八十億円、高額医療費の自己負担額五万一千円から五万四千円に引き上げる、そんなようなことで七千五百三十億円を見つけ出そう。しかし薬と機械の方は手をつけず、これは大変片手落ちなやり方じゃないか。なぜもつとそういう面に入れないか、ちよつと聞かしてもらいたい。

○下村政府委員 御指摘のとおりでございます。薬の問題、それから高額医療機器の問題、いずれも私も現時では現在の医療の問題があるという認識はいたしておるわけでございます。したがって、医療費の適正化という形で医療費全体の合理化というふうなことを図っていききたい、これは第一の前提として考えているわけでござい

ます。薬につきましては、昨年、薬価の算定方式の改善ということにつきまして中医協の方から答申もいただいております。今後毎年大体一回薬価の引き下げをやっていくことで早急にその適正化を図っていくという方針で、現在も薬価調査の取りまとめ等をやっている段階でございます。

また高額医療機器につきましても、有効利用というふうなことで無計画に入っていくというふうなことはぜひとも防いでいきたいということで、共同利用でありますとか、効率的な使用を確保するというところで、医務局を中心にしたしましてこの問題についても取り組んでいっているわけでございます。

ただ、私どもの医療費についての認識という点からいいますと、適正化ということとはぜひともやらなければいかぬと思つていっているわけでござい

まして、保険料を上げていけばいいではないかという考えもあるかもしれませんが、現状あるいは将来のことを考えまして、保険料はできるだけ大切に抑え目にしていくということで患者負担がふえる結果になっておりますが、現在の十割ということを前提に考えますと、患者負担がふえるという感じで、非常に大きな負担という感じになるわけでござい

ということに対しては、そのお苦しみというか努力に対して、各省ともそうでありま

た、現在保険料の方を抑え目にして患者負担がある程度ふえるという道を選択したということ

た、国民がどう反応するかというのを予見を持

大蔵大臣、総選挙を前にして民間の健康保険の患者本人負担二割、五千億以上。賃金も余り上がらない。そういう時期にこういう仕打ちをやっているの、これは、福田さんは反対だということ

○武藤(山)委員 最後に要望だけ申し上げて終わりますが、共済組合の統合問題について、彼此それれ配慮せねばならぬ問題がたくさん指摘をされてまいりました。先ほど大蔵大臣も、民主的な処理の仕方を十分配慮して、それぞれの財政調整委員会あるいは運営審議会、そういうところで細かな配慮をしながら討議することを期待する意味の発言もありました。大臣の発言は法律に匹敵する重みのあるものでありますから、これを大蔵官僚にねじ曲げられるようなことのないように十分ひとつ監督を強化して、質疑が長い間行われた趣旨を十分生かしていただきたい。そういうことを強く要望し、期待をして質問を終わりたいと思

○竹下国務大臣 いま厚生省の方から専門的な立場に立つての答えがございましたが、いわゆる医療費の適正化、私どもよく言う乱診乱療乱投

○森委員長 堀昌雄君。速記をとめてください。

○森委員長 速記どうぞ。

○森委員長 速記どうぞ。

午後四時十二分休憩

午後四時十二分休憩

午後四時五十二分開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 きょうは、私は共済年金の最後の質問者のようでありますので、まず最初に、これは大蔵大臣、それから公社の副総裁が三人お見えになりますから、お尋ねをしたいと思います。

一体、年金というのはどういうためにあるのかということ、ひとつ最初にお答えをいただきたいと思ひます。——そんな、むずかしく考えないでも、さうと答えてください。

○竹下國務大臣 いま、ちよつとよくわかりませんが、年金とは何ぞや、こういうことでございませう。

年金とは、私は要するに老後保障という保障的な意味のものと、それからいままで積み重ねた努力に対する老後の保障を兼ねた老人対策とも申しますか、そうしたものでないかと思ひております。

○堀委員 順序はどちらでもいいですが、じゃ、専売公社から……。

○石井説明員 ただいま大臣からお話のございましたように、年金といふのはいろいろな種類があるかと思ひますが、お尋ねは私どもの共済年金についてであらうかと存じます。

私どもの共済組合は、実は先生御存じのとおりかなり歴史がございまして、戦前は専売局ということをやつておりました、官吏については恩給がございましてけれども、その他の雇用人については恩給法の適用はございせん、そのかわりに恩給法の適用がない職員たちが共済組合というものを組織をいたしまして、退職後の生活保障ということでそれぞれ必要な掛金を積み立て、また使用者側もそれに見合う援助をいたしましてでき上がつておるかと存じます。その後、御案内のように三十一年から恩給法の適用のものも全部新しい法律のもとに現在の制度になっておりまして、現在は役員を除きまして全員が加入をいたしまして、

退職後の生活の援助に充てているというのが実態でございます。

○馬渡説明員 国鉄の場合というのが、一つ特にございませうのは、やはり国鉄の仕事の内容が相当危険を伴う仕事であるというところから、非常に早く年金制度がで上がつております。私は、企業運営に資するということが大変重要な役割を持つておると思ひております。一般的には、やはり退職後の所得保障だというふうに考えております。

○北原説明員 私どもの電電公社も、戦前の通信省から始まつて今日につながつておるわけでございますが、職員の老後の保障というものが基本であることは申し上げるまでもございせん。

○堀委員 私は、国家公務員の一般的な年金というものの考え方の中にも、国家公務員といひましても現業のものがあつたから、その現業のものはいま公社がお答えになつたような性格が多少あるのではないかと。だからさういふ意味では、いま石井副総裁、過去の歴史から詳しくお話しになりましたし、さらに馬渡副総裁は、いまの業務の特性にかんがみてということのお話のございました。いずれも沿革的に、現業が五つもありまして、五つの現業にはおのおのその置かれておる職務の内容その他に関連したものがあるだろうと私は思ひます。ただし、一番基本的なものは、退職後の生活を保障するという問題が一番大きな問題だろう、こう考へておるわけでありませう。

きょうは、さつきもちよつとそこで申し上げたのでありますけれども、現在、三公社の副総裁がいずれも実はずっと公社の中で職員として勤めになつた方が今日副総裁になつておられますので、私はさういふ意味で、年金といふのは私どもの生涯所得の最後の位置にあるものだ、この位置づけでおるわけでありませう。国家公務員であれ公社職員であれ、若くしてその仕事の部分に入つてきてまして、そして、日本は御承知のように終身雇用と言つておられますけれども、こういう公的部分が最も典型的な終身雇用のものであり、今後もち

ういう公的部分というのは——いま三公社については第二臨調で民営論も出ていますけれども、なかなかその職員の流動性などということになじまないものだろうと私は思ひますから、さういふ意味では年金といふ問題は、若くして入つて死ぬまでの、要するに生涯の所得といふ問題の最後の部分を受け持つ非常に重要な部分であるといふ認識なのでございませう。

実はこの問題から入つていきたいのであります。労働政務次官が御用もあるようです。で、ちよつと先にこれらの関係のものを処理をして、また引き続き年金に戻ります。

実は、労働政務次官にお伺いをする前に、内閣法制局にちよつとお伺いしたいのであります。

公労法十六条で仲裁裁定に関する部分でありますけれども、「公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。」後はちよつと略しますが、一番聞きたいのは、「予算上又は資金上」という法律用語は、予算上で一つ拘束があるけれども、予算上に関係なく資金上で拘束があるという二つの問題を、ここでは一つに並べて書いておる、こういう認識を私は持つておるのであります。法制局はこれをどう読みますか。要するに、予算上でできないものといふのが一つあります。それから今度は資金上でできないものといふものもある。予算上はできないけれども資金上ならできるといふものもあるし、組み合わせはいろいろあると思ひます。だから、「又は」といふのはおのおの個別の問題と理解するのがこの法律の書き方だ、さう認識するのですが、ちよつと法制局の理解を聞きたいのです。

○前田（正）政府委員 ただいま御指摘のように、公労法の第十六条は、「公共企業体等の予算上又は資金上」とございまして、その次に点が打つてございませう。したがひましてこれは全体に對して修飾的な働きをいたしますので、「又は」といふことを選択的な用法として考へております。

（委員長退席、越智（伊）委員長代理着席）

○堀委員 これを同つたのは、いまの予算制度でいいますと、仲裁裁定が出て、いまの時点では予算上金が出せようになつておる公社はないと思ひます。現業も恐らく皆なつてないと思ひますが、これは保田次長の担当ですね。違ひますか。給与はあなたの担当でしょう。私は的場さんだと思つたからあなたの方の文書課に聞いたら、保田さんだと言つたので聞いたのに、これはどうなつておるのだ。——呼んでないのだからしょうがない。では所管の次長ではないけれども、官房長に答えてもらひませう。

仲裁裁定の実施に関して、予算上支出できるようになつておる公社がありますか、ことしの予算の中で。

○吉野政府委員 直接あつておりませんが、あるいは間違いがあるかもしれませんが、私の記憶ではまずないといふふうに記憶をいたしております。

○堀委員 実はないのです。だから、仲裁裁定が出ても予算上の方ではできないのです。しかし「又は」の方の資金上となると、これはできるところがあるわけですね。

ちよつと伺ひたいのですけれども、電電公社はこれでいくと資金上は支出不可能じゃありませんか。どうですか。

（越智（伊）委員長代理退席、中西（啓）委員長代理着席）

○北原説明員 お尋ねの件でございませうが、大体仲裁を全額実施してまいりますと二百九十五億円の要額になるかと思ひます。予算計上額は百六十五億円でございまして、残り百三十億円の処置不能のものになつておる。しかしながら、われわれも一生懸命で企業の努力を積み重ねておりまして、何とかしてこれにたえていく努力はいたしております。また職員もその気持ちで十分努力を積み重ねておられますので、いまの時点では何とも申し上げられませうけれども、さうありたいといふことで管理を強化しておる次第でございませう。

○堀委員 まだいまは五十八年度経過中ですか

ら、幾ら資金上にゆとりがあるかというのとはわかないかもしれないが、少なくとも電電公社の最近の収益状態を見ますと、いまは十月ですから、四、五、六、七、八、九と上期は収入は立ってあるわけですね。このころは電電公社は月次別決算というのをやっているようですから、そういう意味では、いま九月のところまでは無理かもしれないけれども、八月のところまで、いまあなたの言ったくらい資金はもうあるのじゃないですか。ちよつと答えてください。

○北原説明員 現在九月は速報でしか押さえておりませんが、八月までの分は、御案内のとおり、七月の二十一日かに遠近格差の是正ということで、一対六〇を一対四〇にさせていたということがあります。この影響がまだフルに出てきておりませんが、三分の一出てきているところでございます。九月になりますとおおむね全加入者にこれがあらわれてくると思います。その辺の数字をしかととらえて、その上で見直しを立てたいというところで、速報をとるべくいま一生懸命でやっていますところでございますので、もうしばらくお時間をいただきますとその辺のことがお答えできるようなことになるかと思っております。

○堀委員 大臣、いま法律解釈から見ますと、資金上余裕があるところは、何も国会に付議しておかなくても、これは電電だけじゃありませんよ、ほかの現業を含めてそうでありませうけれども、法律を正しく守るのが政府の責任だと私は思っているのですよ。仲裁裁定が出たときに資金がどうなるかなんという見通しが立つところはどこもない。予算上は全部だめ。しかし、だんだん時間がたつてきました資金上はやれるというところがはっきりしているところが出てきたら、公労法十六条を正しく守るためには、当然国会に付議してでも資金上処理できるところはありますというものが、私は政府の行政上の法律を守る、憲法上の規定から見て相当である、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 私はそれを法律上否定する考え

方は持つておりません。確かに予算成立日なお浅く、にわかには可能であるとは判断しがたい、よつて、という理由で付議してあるわけですね。したがつて、ある時点でその見通しが立って、それを認めたときには、その趣旨を国会に通告することによつて、俗に議決不要にするという措置が今まで行われた事例もあるというふうな理解をしております。

〔中西(啓)委員長代理退席、中村(正三郎)委員長代理着席〕

○堀委員 労働政務次官、いま大蔵大臣からそういう答弁がありました。労働省としても当然そういう法律を守る義務があるわけでありませうから、いま大蔵大臣から答弁があったような処置を労働省としてもやるということをやつと確認をさせていただきたいと思ひます。

○愛知政府委員 お答えいたします。

いま大蔵大臣から御答弁ありましたように、予算上可能になればそういう処置をとるということでございませう。いまの時点ではまだそういう段階ではない、こういうことでございませう。

○堀委員 予算上じゃないのです、資金上の方なのです。予算はもう何しろ決まっています動かさないのだから、資金上と二つなのですからね。それを私は法制局に確認したわけですから、そういうことでひとつ。

○愛知政府委員 そのとおりでございます。訂正いたします。

〔中村(正三郎)委員長代理退席、委員長着席〕

○堀委員 それでは労働政務次官、結構です。

ここに人つてきましたから、ひとつこれと関連をして人事院勧告の方もちよつと処理したいのですが、国家公務員法第二十八条で、前の方を略するとして、二に、「人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要があると認めら

れるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適當な勧告をしなければならない。」「こういうふうな法律にありませんか。ところが、この国家公務員法というのは、どこを調べても、人事院は国会及び内閣に適當な勧告をしなければならないと、人事院に勧告は義務づけられているけれども、勧告が出たら政府はどうするのか、国会はどうするのかというところは書いてないんだな。法制局、これどこかにありますか。国なり議事に何らかの――勧告についてどうしようというところ。私、全部読んでみたのだけれども一行もない。あつたらちよつと教えてください。

○前田(正三)政府委員 ただいま御指摘の国家公務員法第二十八条を直接受けた規定ではございませうけれども、国家公務員法の第六十三条には「職員は、法律により定められる給与準則に基づいてなされ、云々」とございませう。第二十八条が給与に関する規定でございませうので、これと対応しているものというふうな考えです。

○堀委員 それは対応しているということにならないんじゃないですか。要するに仲裁裁定の方には、これははつきり義務づけられています。第三十五條に「委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。また、政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。」とあり、「ただし」という言葉が後にくつていますね。仲裁の方はちゃんと義務づけられています。国家公務員の方は、いまの公企体職員に比べますと、公企体職員は少なくとも団結権、団体交渉権、団体交渉によつて協定をつくる権利、こゝまで認められておりますね。国家公務員は、団結権はありませんね、職員組合。団体交渉権もありますね。あとはないですね。だから、公企体職員と国家公務員というのには格差があるのですよ。労働法上の権利においては格差がある。格差があるのに、権利の多い方は仲裁で義務づけ、権利の少ない方は、いまのあなたの法律によつてなんとなんとは――給与法をつくらなければいけぬとかなんとなん

かあるのなら別ですよ。何にもないのですよ。私は、国家公務員法というのは労働法から見えてきわめて価値のある法律だ、こういう感じがしてならないのですよ。法制局、どう思いますか。これは均衡を欠いているんじゃないですか。公共企業体の方は団体交渉によつて協定が結べる。一応の形。スト権だけが禁止をされているけれども、労働法の権利は認められておる。国家公務員にはたつたの二つですよ。団結権と団体交渉権というのは中身はないのですよ。全然中身がない。その中身がないのに対して人事院勧告で、人事院の方は勧告しなければならぬと拘束しているが、政府や国会に何らの拘束がないというのは法律体系上全くおかしい、私はこう思うのですが、あなたはど

う思いますか。おかしいと思ひますか、思ひませうか、それだけ答えてください。もうほかのことは要らない。おかしいと思うか思わないかだけ答えてください。

○前田(正三)政府委員 御指摘の問題はきわめてむづかしい問題でございませうので、勉強させていただきます。

○堀委員 法制局の第一部長ですから、もう長年法律をやつていらして……国家公務員法というのは何年にできた法律ですかね。昭和二十三年かな。何年ですか。

○前田(正三)政府委員 昭和二十二年法律第二十号でございませう。

○堀委員 二十二年からというところ、いま五十八年だから三十六年たつて、この問題について国会で議論がなかったというの私もおかしいと思うけれども、私も私どもも勉強で申しわけないのだけれども、私も、少し調べてみると、これはほとんどない法律だなあと。これ、憲法がちゃんと保障しているのですよ。第二十八条「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」憲法第二十八条ではつきりと国民にこういうふうな権利が保障されておるが、国家公務員だけが権利の外枠に置かれておるというところはもうもつてのほかだと思ひます。法制上

大蔵大臣、どうですかね。私はむずかしい議論をする気はないのですけれどもね。国の財政の赤字というのが要するに国家公務員のせいだと言うのなら、がまんしないといけないのはわかりますよ。国家公務員は、そこにいる大蔵省の諸君から皆さんを含めて、夜遅くまで一生懸命働いているのですよね。私、サボっていると思わない。一生懸命働いて、なおかつ、とにかく国が赤字だからおまえらしんぼうしろと言うのは、論理の飛躍だと思うのですよね。民間会社で赤字になったらちよつとがまんしろという話は、私はやむを得ないと思う。なぜやむを得ないかというと、赤字が続いたら会社はつぶれるわけです。会社がつぶれたら

公務員という立場からすれば合意に達し得ることもあり得るであらうというふうに考えております。

○堀委員　物の考え方は何も私と竹下さんが同じである必要はないからいいですよ。あなたの意見はあなたの意見として尊重するけれども、制度として見まして、どうもそういう意味で——去年ストップしたのも現実になつてゐるから仕方がないので、法制局の方では答えられない、こう言つてゐるけれども、これは常識論として聞いていておかしいというふうに大蔵大臣も思いませんか、ちよつと片手落ちだというふうに。私はそれが常識だと思うのですが、では法制局、ちよつと答えて

○堀委員 勧告を義務づけておるといふことはこれは人事院を拘束しているのですよ。人事院が何のために置かれておるか、だれもわかつておるけれども、勧告を義務づけて、義務づけられた方が勧告を出したけれども、それを政府は尊重しなければならぬとか、本当を言ったら一項あつてしかるべきなんだ、法律の体系から見れば。なぜ抜けておるかというところがおかしい、こう言っている。こればかりやっていたら時間がありませんから、ここでやめなす。

そこで、これは検討課題としてひとつみんなであらうと考えていただきたいのですけれども、皆さんに資料を配つてもらつたかな。実はちよつと興味のあ

を率で見ますとどうなるかといいますと、国鉄は九六％、それから日電は九三・四％、専売は九四％に減ってしまふのですよ。業態、いろいろ差がありましよう。あと国鉄についてはちよつとまた別の角度で議論をいたしますが、これで見ると、国家公務員等で四つ一緒にしたら、結局国家公務員はちつとも減らないけれども、ほかのところは皆減るのだ、こうなっているのです。これ、さっきの順で申しわけないけれども、専売公社、国鉄、電電公社の方でどういう感想をお持ちですか。むずかしいことは要りません。常識の話を私しているのですから、率直な感想だけをお聞かせいただきたいと思います。

○石井説明員 お答え申し上げます。

この計算は、私どもの方でいたしました大蔵省の方へ出しましたものでございまして、先生お尋ねのような前提で計算をいたしますと、こういう数字が出てまいります。ただ、確かに今回の法律が通りまして、一つの試算でございすけれども、現在の公務員共済法と私どもが適用されております公企体共済法は若干給付の規定が違ひますので、統合されますとこういう結果になるのもやむを得ないかと存じております。

○馬渡説明員 今回の年金の問題で、やはり国鉄としてはお助けをいただく立場であるという認識のもとで、その辺のところはみんながまんをするという気持ちでございす。

○北原説明員 御指摘の点でございすが、公社の中におきましてもうこうした試算を試みましたが、現在の原型に基づく試算でございまして、公社としてはまあやむを得ないものというふうに考えております。

○堀委員 実はこれは高卒で、十八歳で入って六十歳でやめられるというモデル計算ですから、これらは幾ら試算であつても、一つの今後のモデルとしてのあり方をあらわしておると私は思うのです。

そこで、副總裁のような上の方の方は私問題ないと思うのです。ところが、これはどうですか。大蔵省を見てもそうだし、どこの役所も同じだろうと思うのですが、だんだん上のところへ行つた方は退職後の仕事が大体あるのです。いまそこに吉野官房長、保田次長とおられるわけですから、やがてもっと偉くなつて、そうして大蔵省をリタイアする。私は大蔵委員会に昭和三十五年に来て、大蔵省の皆さんと長いおつき合いがあつて見ておりますが、大蔵省をリタイアされてその他の職場に行つていらつしやらない方というのは、例外はあるかもしれませんが、私がちよつと知っている範囲では高橋英明さんがどこへも行つてないようになつて思ふんです。いわゆる名譽職的な仕事はやつていらつしやるけれども、大蔵省の方

がやめて通るようなコースを行つてないのはあの人くらいかなと思つておるのですが、吉野さん、相当あります。大蔵省を高い、局長くらいでやめられたという方で、後何もうなれないという方は非常に少ないと思うのですが、どうでしょう。

○吉野政府委員 事細かに記憶しておるわけではございませんが、大筋としては、いま堀先生がおつしやいましたように、何にもなさつていらつしやらないという方はきわめてまれであるというふうに承知しております。

○堀委員 もう各公社は聞きませんが、各公社でも局長とか高い位置の方は、国鉄なら日本食堂とか、いろいろ関係のあるところに大體行つていらつしやる。私もよく調べて、お願いもするからわかるわけだけれども、それは電電も専売もそうでしょうね。多少あるでしょうね。私、専売のことはちよつとわからないけれども、だから、上の方は、いま私が言った生涯所得の問題としてはウェイトが軽いのです。ところが、一般のすの野の広い方というのは、退職してから後仕事につかれる確率は非常に低いんじゃないかと私は思うのですが、これはちよつと公社の方から、いつも石井さんの方から悪いから、今度は北原さんの方から答えていただけませんか。

○北原説明員 まことに御指摘の点は平素私も気にしておるところでございす。特に平均寿命が延びて、男で七十四歳とかいうようになってきますと、その間何にも仕事がないということとは、長生きの理由というものがまことにおかしくなつてくる。そこで、平均寿命くらいまでは、金に換算はできなくとも、仕事だけは何かつづけるようにしたい、まずそれを第一目標にしていろいろ検討を始めています。それに車馬代と并当代くらゐ出ればなおベターだということなことをやつておるわけでございます。

○馬渡説明員 一般的に申しますと、国鉄の場合は、昔から半農半鉄と言われていたのを御存じだと存じますが、そういう意味で申しますと、一

般の職員の方は比較的に第二の職を求めないというところで、そのまま自分の家におる場合が多うございす。むしろ管理職として、たとえば助役さん、駅長さんとかいうかつかうで歩かれた方、これは転々と歩かれておられますので、この方たちは家を建てる時間もなかつたという方が多うございす。この方たちにはどうして第二の職をというところで心がけておるということでございます。ただ、現状で申しますれば、それを全部当てはめて第二の仕事についていただくというのは相当困難な情勢にございす。

○石井説明員 専売公社の場合もほぼ同様な状況でございまして、私ども労働協約でいま五十八歳を高齢退職の年齢といたしておりますので、第二の職場をできるだけあつせんしたいと思つておりますけれども、なかなか現実には思うに任せないというのが実態でございす。

○堀委員 いまお話しのようなことで、上の方の人はともかくも、要するにそういう一般的な仕事をしたい公社職員、私は一般公務員も同じだと思ふのです。この方たちは、今度は公務員も定年制六十年から実施、こうなりますからね。はつきりしてくるわけだけれども、こゝへ来て、そういう意味では、平均寿命が延びて定年という制度ができてということになると、その間の問題というものは年金でカバーする以外にはないと私は思つてゐるわけですね。ところが、いま確かにだんだん高齢化社会が進んできて、負担する者と受ける者との関係がある。となると、さつき北原副總裁は、働ければ并当代と車代というお話があるのですけれども、大體高齢化社会と老齡化社会というのは全然別だと私は思つてゐるのです。

私は、いま六十六歳でありまして、この十二月が来ますと六十七歳になります。しかし、私はいま国會議員として仕事をしております。若いころはこゝろとこゝろと違ふかといふと、若いころはこゝろやつて委員会で一生懸命やつて、夜帰つて、それからまた明るく日ものを勉強できたんですね。そうすると、私のいまの年齢になりま

すと、一日朝から晩まで仕事をして、帰つて晩飯を食つと、まず先に寝るわけですね。先に寝て、そして午前四時とか五時に起きて、それから準備をやるわけですね。七時ごろまで三、四時間やる。それは結局疲労がなかなか回復しなくなつてくるというところが高齢化になると起きてくるんで、私自身はもう孫が小学校の四年生にもなつていますから、みんなにおじいちゃんおじいちゃんと言われて、私もおじいちゃんと言つていますが、それは言葉だけであつて、じいさんだという認識はないのです。まだ結構間に合つてゐるというつもりでおるわけですね。

そうすると、私は七十四歳までといつたらもう幾らもないのですが、国家公務員であれ、公企体職員であれ、働く場所と多少の所得がカバーできるものを、これから政府は一体となつてものと真剣に考えるということが、高齢化社会対策の最も大事な問題であつて、それを年金で補完するということにしなければいかぬと私は思つてゐるのです。いまや、このままなら、年金が主体でこれだけだというのは、公務員、公企体職員を離職された皆さんのそれから先の気持ちは全く私は救ひがないような気がして、お気の毒でならないという感じがします。社会はどんどん変動して動いていきますから、そのためには企業の方も、公務員の方でもそうだけれども、その次の仕事に耐えられるようないろいろな問題を在職中からやつてもらふような、いろいろな方法、手段を積極的に考えることなくして、生涯の幸せというものは保障できないんじゃないかと思ふのです。重要な今後の国の施策でなければいけない、こう私は思うのですが、大蔵大臣、どうでしょう。

○竹下国務大臣 年金がいわば老後生活の補完的役割りという御表現でありましたが、現実問題として、年金が主たる収入であり、そして第二の人生、人によつては第三の人生が補完的役割りを果たしておる場合もあり得ると思ひます。それは地域差もあります、あるいは業種別の差もあります、基本的な考え方として、そのような勤労社会

ができていくのは好ましい姿だと私も思っております。

○堀委員 私はそういう意味では、さつき馬渡さんがおっしゃった国鉄職員は大変恵まれていると思うのですよ。なぜかといいますと、農業の出身者でたんぼが依然としてある方は、退職しても自分の畑を耕し、田を耕して、仕事もあるし収入になるんですね。そういう意味で、いま一番恵まれている方は、どうやら農業で第二種兼業のようにして働いておられる方は、人生のサイクルとしては一番安定しているなという感じが私はするんですね。しかし、都市へ出てきたいわゆるサラリーマンは、その点は非常に問題がむずかしい。しかしそれを何とか考えるのが国の政策としてはきわめて重要だ。ぜひひとつ大蔵大臣は、さつきも武藤さんが将来ある大蔵大臣と言っていますから、いまから勉強してその日に備えてもらいたいと思います。

そこで、今度はちよつと年金の中身に入ります。国鉄共済年金の救済措置は、国家公務員共済組合制度への統合により云々、こういうことになっておりまして、政府が試算した次の国鉄共済年金に対する財政調整案によると、国鉄共済年金は現行制度のままでは、昭和六十年度から昭和六十四年度の五年間で平均一年当たり二千六百億円の不足額が生ずることとなる。この不足財源二千六百億円は、一、国鉄当局の負担増分千四百億円、残り千二百億円は折半により、二、国鉄共済組合負担増分六百億円、三、国家公務員等三共済の拠出分六百億円により捻出される。要するに二千六百億円の不足額の中で国鉄が二千億円を負担して、残りの六百億円をその他で負担してくださいて、大体こういうことですね。そしてこの場合に、連合会、国家公務員が四百六十五億円、電電が百二十億円、専売が十五億円を負担するのだ、こうなっているのですね。

馬渡副総裁、国鉄共済年金が六十年からこういうふうになる、いまになってわかつたわけじゃないのですか。これはもう前からわかつていて、国

鉄の立場として、どうして国鉄共済年金がこうなったのかを率直に答えていただきたいと思えます。

○馬渡説明員 大きく分けて二つあると存じます。

一つは、一般的に同じ各共済、年金が全部そうなっておりますように、スライドをしていくというところによつて掛金と実際に支給する部分とのバランスが崩れたということが一つでございます。それから、あと国鉄としての立場で申し上げますと、戦時中から戦後にかけての要員事情で、現在やめる人が大変多いわけでございますが、その人たちの退職金も大変でございますが、同時にやめられた後の年金負担が大変になっておりますというところでございまして、制度そのものにつきましましては、国鉄だからといって特別な制度ではございせんので、むしろそういう要員需給の面で国鉄が特別に早く大変な状態になったというふう

に私も認識しております。

○堀委員 そのとおりであつて、これは二つ作用しているのです。要するに戦後に満鉄、朝鮮鉄道その他の各鉄道から帰つてきた人が入つてきた。入つてきたら、いまの職員構成の中で若い人よりやや高い年齢層の人が入つたのでしようから、上の方が厚くなった。これは本場に必要ない鉄職員以上に抱えたわけで、新規採用はできるだけ減らすとならなから、要するに若い人はなかなか採らないで、この大きな中のたまりの者がずつとつて年金を取るようになつた、これが私はいまの構造上の最大の理由だと思つてゐるのです。これは国鉄がどうしてかと思つたといふたのじやなくて、これも私は国の政策だと思つたのです。さつき竹下大蔵大臣は、財政危機がこうなつたのは確かという問題があるけれども、ある程度不可抗力だ、こういうふうにおしやつたけれども、いまの要員問題というのは、国鉄としては、竹下流に言へばある程度不可抗力だつた、私はこういう認識なんです、副総裁どうですか。

○馬渡説明員 戦後二十四年までは国鉄も国鉄で

はございせん、鉄道省であつたわけでございますから、政府の方針そのものをそのままの政策として受け入れて、いまのような復員の方々あるいは外地引き揚げの方々をそのまま国鉄に採用したということでございますので、国の政策をそのまま実行したと思つております。

○堀委員 私は国鉄問題をいろいろやつてきたのですが、実は昭和四十二年四月十九日に大蔵委員会、当時の磯崎副総裁に出たいだいて、当時は水田大蔵大臣で、いろいろと議論したので、四十二年ですからいまから十六年前ですね。そのときに磯崎副総裁はこういうふうにお答えしておられるのです。

私のほうの赤字線と赤字線の過去数年間における推移でございますが、赤字線と赤字線の分け方にはいろいろ問題がございまして、一応私も従来やつてまいりました分け方で御説明させていただきます。多少学者の間には議論がございまして、一応過去においてやつてまいりましたやり方によつてお答え申し上げます。

昭和三十七年から三十八年、三十九年、四十年、まず結論的の赤字の絶対額でございます。昭和三十七年度は赤字線の赤をカバーしまして六百二十億円の黒字、三十八年度は六百七十億円の黒字、それから三十九年度に急激に悪くなりまして二百十四億円の赤字、四十年年度には千九百億円の赤字というふうな、この数年間で非常に急激に悪くなりました。

赤字線から発生いたしました赤字の絶対額は、昭和三十七年度は四百七十四億円、昭和三十八年度には五百十五億円、昭和三十九年度は千三億、昭和四十年年度は千四百四十億円になっております。この赤字線の中にも、ただいま御質問の中にございまして、いわゆる直接費はまかなえる線と、それから直接費もまかなえない線とございまして、一応一緒にして御答弁申し上げますけれども、大体昭和四十年年度には赤字線から出ます赤字の合計が千四百四十億

円、赤字線の数が二百三十一線、全体で二百四十二線ございまして、九五%も実は赤字である、

私はここをいろいろを言つてゐるのですけれども、昭和四十二年にすでに転換してきて、赤字がこうなつた、こういうことなのですね。

私はこの後でいろいろ問題を提起し、議論をして、今日かなり実行に移されてきておりますけれども、駅ビルをつくつて賃賃料を取つたらどうかとかいろいろ問題をその後につけています。最近ようやくそんなものですが、ともかくこの国鉄の赤字問題というものは、私はこの前も一回三木内閣のときにやりましたけれども、ともかくも自動車は道路を走ります。道路というのは主として国がつくつてゐるわけですよ。国でなくても自治体の県がつくる。要するに自動車会社は自分の車庫を持つて、車があれば商売になるのです。下の道路は全部国がめんどうを見る。飛行機は、格納庫と飛行機があれば、飛行場は全部国が出してゐるのです。船はどうか。港は全部国が出してゐる。船だけあれば商売になるのです。国鉄はどうか。下の土地から全部国鉄に買わせて、線路を敷かせて、そうして赤字になるのはもう四十二年ころからわかつてゐるのに、なおかつそれから新線をつくらせてきて、それは明らかに赤字線を政府はつくらせてゐた。その例は、上越新幹線だつて東北新幹線だつて当分赤字線です。何にしたつて赤字線。だから、いま国鉄が赤字赤字でけしからぬ、国鉄職員けしからぬという声が高いけれども、さつきの年金の共済問題も政策のために起きておる問題。国鉄の赤字も、私に言わせたら、政策で起きてゐるのです。自動車や飛行機や船には国がしつかりフィーバーを与えてゐる。国鉄には何もなしで、そうして下の土地まで買わせて、土地の代金を借り入れた、その代金の金利も国鉄で皆払ふ。まあいまは違ひますが、そうやつて国鉄の赤字がふくれ上がった。だから、日本の財政赤字と比べて、日本の財政赤字というのはちよつとという私も考えて

みて反省しなければいかぬのだけれども、国鉄の赤字というのは国鉄が受け身であつて、大變むずかしい状況の中にある。

私はここで貨物の問題から何から皆昭和四十二年に実はやつておるのですね。いまや貨物で国鉄を使つてゐるのは、国鉄を使つたら得な者だけが使つてゐる。そうでないのは全部自動車やほかへ行つてゐる。十六年前に指摘したけれども、国は抜本的対策を何も講じないで、そうしてともかく第二臨調は国鉄についていろいろなことを言つてゐるけれども、私はこれはまさに自民党政府の責任だと思ふのですね。そのしわを国鉄職員が負わされていくということについては大變問題がある、私はこういう認識なのです。これはもうずっと古くからこの問題をやつてゐるものですからね。そして、何回も政府に言つて、大蔵大臣にも、ともかく直接経費を贈らないところに金を貸せなと言つたつて、民間企業なら貸してもらえないよ、だからそれなら何かしろ、こう言つた。しかし、今日こゝまで来てはまだ赤字線の解消すらできない。外国の様子を聞いてみると、よその国は赤字線だめだと言つたらちゃんとやめてくれるようですね。日本ぐらいいじやないのですか。要するに公共交通だからと言つて、その赤字は全部国鉄に持たして、撤去反対。気持ちにはわかりますよ。気持ちにはわかりますけれども、これは国有鉄道で国が全部やつてゐるのなら問題がないのだけれども、企業なので、そこはそれなりに国民も考えなければいかぬと私は思うが、これはなかなか国民の立場からするとそういつていないということになるのです。

だから、そういう意味で、国鉄共済の赤字問題をどうしてあとの国家公務員やその他に負担をさせるのか。ともかく年間で六百億、五年間で三千億、政府保証債を出して処理したつてちつとも構わぬと私は思つてゐるわけです。だつて、もとは国にあるのだから。国にあるのなら、少なくとも国でもうよつとめんどろを見てやる、こういうのが筋であつて、本来国が原責任者であるにもか

かわらず、国は横へかけておいて、国鉄共済が赤字になつたことについては、何らこれに関係のない人たちから保険料を取り上げて、六百億円つぎ込もうという話は、政治上でもその他の面でも、これほど論理的でないやり方はないと私は思う。いま国は一体幾ら国債を発行してゐるのですか、本年度の国債幾ら発行ですか、吉野さんちよつと答えてください。

○吉野政府委員 十三兆一千億程度であつたと思ひます。

○堀委員 十三兆一千億に対して六百億を国がめんどろを見る。私は赤字国債を出せとかそんなことを言つてゐるのじやないですよ。政府保証債で結構だと思つてゐるわけだけれども、十三兆と六百億というのは、何分の一になるのですか、ちよつとそこらの計算できる人、計算してください。

○保田政府委員 約〇・五%であります。

○堀委員 〇・五%、要するに一%に足らないわけですよ。私どもから言へば、十三兆と六百億の比較は見えない程度の額になつてしまふわけですよ。さつきから武藤さんが民主主義の話をしておられるけれども、世の中には一つの、動かしてはならない道理とか規範というものがあると私は思ふのです。私は、民主主義は常識だと思つてゐるわけですよ。だれが見ても電電公社や専売公社や国家公務員に責任があるのなら、負担をするのは仕方がないと思ふ。しかし、そうじやないのだ。明らかにこれは全部政府の施策によつて起きておる問題。全部政府に原責任があるものを安易に關係のない者に押しつけるというこの発想は、竹下さん、これこそまさに基本的に言えば政治倫理の問題なのですよ。やつてはならないことをやつておると私は思ふ。そういう意味で、この共済年金の統合というのは大變問題がある。

国鉄問題については、これは政府の責任だからと言つたつて、国民全体で考えるしか仕方がないのだから国民全体で考えよう。それはなぜかと言へば、国鉄を利用しない人というのは現実には国民の中でないのです。第二臨調で赤字を克服せいで

何だかんだと言つてゐる人は、新幹線も結構使つて利用価値を享受してゐるわけだ。享受するときには何にも言わないで、そして赤字だけ見て国鉄はけしからぬ、民営だ分割だ。この人たちの言うことは無責任ですよ。私からしたら、こういう重要な政治的な問題はきちつと分析をして、原因がどこにあるのか。原因者負担というのが当然なことは、公害問題だつてやらしてゐるわけですよ。そうでしょう。ある意味で国鉄は公害に遭つてゐるようなものだ。そして、利用するだけ利用して、赤字はみんな国鉄の責任だ、こんな道理の通らない話がいままでまかり通つていたら、日本の政治は退廃しますよ。大變な問題だと思ふのです。大蔵大臣の答弁を求めます。

○竹下國務大臣 国鉄のよつて来る、今日までの赤字が累積してきた問題につきましても、私もさう大きな異論をはきむ考へはありません。ちよつと昭和三十九年から赤字が出まして、そのときが佐藤内閣になりました。私は内閣官房副長官になつて、鉄道省出身の人が総理大臣になつたら鉄道が赤字になりましたねというのを冗談で言つたことをいま想起しております。

いづれにしても、見てみると確かに、いまモーターゼーションとおつしやいましたように、自動車の生産台数が十八万八千台ぐらゐなのが、いま万台といふことでございまして、そういう社会構造の変化が、いわば本人の意思自体にかかわらずそういう原因を生んできたということもわかります。またなかんずく、ちよつと堀さんから竹下登君ぐらゐまでの間が、満鉄なんかから一番よい帰つた方でございます。そういう方々との交友關係を持つときに、私も絶えず同情をする一人であります。

しかしながら、元來保険制度というものを考へてみると、それはやはり一つの互助精神とか連帯とかといふものの中においてお互いが助け合うといふことになれば、いまの場合、いわば育ちの比較的近い類似性のあるものから統合して、ある意味における痛みを分かち合つて将来の構想に向か

つていくのが、ぎりぎり詰めて議論をすれば、言つてみれば現実的施策ではないかな、こう思ひます。しかし、御指摘になつておる問題を私はことごとく否定しようという考へは全くありません。

○堀委員 こゝまで物が来てゐるから、これを全部もとへ戻せという話にはならないでしょうけれども、事務当局はやはりどうしても数にこだわつてゐる。しかし私は、この間もこゝで健康保険の論議もやつたりして、保田主計局長といふのは大變りつぱな主計局長だと思つて敬意を表してゐるのです。主計局長のために一生懸命にやろう、国家公務員としてきつめて優秀ですよ。しかし、大蔵省のためにやりさえすれば国民のためになるという話じやないのですよ、竹下さん。国民があつての大蔵省でして、絶対に大蔵省があつて国民があるのじやないですからね。この間ちよつと保田さん言ひ間違ひをして、私が聞きましたら、財政あつての国民ですとぽつと出てしまひました。私はさすがりつぱだと思つた。本音が出たな、こゝ言つたわけですよ。そうしたら早速訂正して、いえ、国民があつての財政ですと言ひ直しましたけれども、しかし主計局長のこゝで一生懸命やつてゐる。しかし竹下さん、政治家はあなたも私も別なんです。私たちは何としても国民を眞つ正面に見据えて、国民にとつて、この国民の現在から将来にわたつてこれがどうあるべきかということとを眞剣に考えるのが、私は政治家だと思つてゐるのです。数は二の次です。

そこで、確かにいまのいろいろな形で、この審議會や何かを見ますと、こゝへ官僚出身者がどうも入り過ぎている。要するに官僚出身者の頭の考へ方は、やはり優秀な保田さんと同じように、失言で出る場合もあるけれども、財政は大切だ、そういう人がいまの共済の關係者の中に、私ちらつと名簿を見て、大蔵省の先輩も何人かおられます。私の親しい人もおる。そういう人の発想はやや財政あつての国民の発想に近づくのですよ。決してそれを悪いといつてとがめてゐるのじやないのです。それは習性となつて——吉野さんは二

十八年入省ですね。要するに大蔵省に入ってからすでに三十年大蔵省の役人やっているわけでしょう、それは身につきますよ。この物の考え方がぎつちり身につけている。私は、竹さんも同じだけれども、昭和三十三年に国会へ出てきて、私は一回休んだからあれだけれども、竹さんたちはもう二十五年在職、私はいま二十二年八月くらいかな、正月が来たら二十三年になる。しかし、これはまた国民優先の方にこり固まっているわけだから、そういうところをやはり調整をしないといかぬと私は思うのです。大蔵行政は大変合理主義、完全主義でいいところがありますよ。私どもがここを直さないなんて言ったって、もうとにかく決めたものは断じて動かさぬ。竹下さん、これも検討を要することなんです。確かに大蔵省の人は優秀だけれども、見る角度を変えれば、物の見方というのは変わると私は思うのです。

私はいろいろ問題のときに常にこう言っているのです。相手の立場に立つて物を考えよう、そうしなければ、お互いが対立した立場で、自分の方ばかりの主張をしていて物がうまくいくはずはないのでして、相手の立場に立つてしっかり考えてみたときに本当の結論が出るというのが私の信条です。私は竹下さんもそこは同じだと思うのです。そうすると、官僚の皆さんはどうしても、ややその点が欠けるところがあると思われているのです。しかし、言葉の上では、官僚というのは国民の公僕となつてゐる。要するに公僕というのは、国民が上にあつて、公のしもべなんだから、もつと国民のことを考えてもらうといひのだけれども、どうも行政はそういつていない点が多い。私も昭和三十五年に大蔵委員会に来てから、中身で大方二十年この委員会におりますから、大蔵省の皆さん、大変親しい人があつて、個人としては大変いいだけれども、仕事となると俄然ハッスルしてしまうんだな。もうちょっとハッスルしない方がいいと私は思うのだけれどもハッスルするのですから、どうかひとつ大蔵大臣、この共済年

金の今後の問題——年金の問題というのは、要するに予測不可能な問題が前にいつぱいあるわけですよ。日本経済が一体これからどういふふうになるのか、そしてこれらの人の給与、所得が一体これからどういふふうになるのか、予測できないフアクターがいつぱいあるわけですよ。ただ、そういうことだけでは困るから、生命保険でも年金でも計算をして、大体こうではないか、こういうことで議論しているわけですね。それはもう確定的に五年先こうなりますなというものは、来年のことでもわからないのに、わかるはずはないのです。要するにすべては将来の問題です。

そうすると、そのときの基本として一番大事なのは何かというと、その情勢の中で最も適当な対応をするということじゃないかと思うのです。いまからすべて決めておいて、情勢の方は変わつても、いや一遍決めたのですからこれでいきますというのが官僚的発想だという気が、私はしてならないのです。だから私はその点で、中曽根さんの今度の何とかプラン、計画はいやだからと言つて、何とか言つていますね、これはちよつと私のそういう考えに似ていると思うのです。いまの時期は情勢が変わるのだから、変わる情勢にフィットするように物を考えていつた方がいいのではないのか。公共事業五カ年計画をつくらリジッドに、何が何でもやみくもにこれで行くというのがこれまでのやり方で、私は、中曽根さんがそういうのでない方がいいと言つている点は同感なんです。

要するに、私も長年やつてきたけれども、経済の状態というのは非常にむずかしい情勢で、選択の幅が狭い中で動いていくわけですから、どうかひとつ大蔵大臣、この年金問題についても、やはりその情勢、情勢を見ながら、そしていま言ったように、本来は国がやるべき責任のことなのをその他の共済組合員に負担をかけるのなら、それなりの配慮があつていい、基本的に私はそう思つてゐるのです。大蔵大臣もそれについては私と余り意見は違わないと思うのですけれども、どうでし

よう。

○竹下國務大臣 いま堀さんがおっしゃつた今度の、中曽根さんが経済計画で「展望と指針」ということをお考えになつて、そういう答申をいただいて閣議決定したわけでありました。したがつて、その意味におきましては私は、すべて自由主義経済理論のもとにあつてリジッドに物を決めてかかるということとは確かに問題があると思います。法律ができてしまえばひとり歩きするように、数字がまたひとり歩きして、それに拘束されて間々政策運営の方向を誤ることもあらうかと思ひます。そしてまた、その都度出てまいりますわゆる制度改正とかというものにおいては、すべてのルールに例外があるという格言がございしますが、なかなか今度の年金制度などというのは、それこそ長い長い歴史がございしますので、政策の改正の場合には、その線引きによつてはいろいろ問題が生じてくると私は思うのであります。それはやはり政策運営の過程において、絶えず問題意識を持つて対処していかなければならぬ問題ではあらうというふうな認識においては一致しております。

○堀委員 そこで、さつきから大蔵大臣もお答えになつておりますけれども、法律は法律としてありますが、かなりの部分が今後の、長期給付財政調整事業運営委員会だつたかな、ここへかかつてくるわけですね。そこで大蔵大臣、この運営委員会の人的構成は十分考へてもらふぬといかぬと思うのです。というのは要するに、そういうときに、関係者の方も必要なんです、かなりニュートラルに全体が見える人を入れていただかないといかぬと思うのです。

私、数日前に大蔵省の古い、リタイアされた方たちと現職の方と民間の方と、晩飯を一緒に食べたのです。そこでこういう話があつたのです。大蔵省の委員会に出てゐる人たちがいうのはどうも保守的に過ぎるというのを私は言つたのです。その話をしたら、そのリタイアされた古い方は、先生、大蔵省も先生のおっしゃるよう保守的な

者ばかりじゃありません、私なんかはや革新側で、物を転換する方がいいと思うぐらひです、そうすると大蔵省の諸君はそういうのをできるだけ避けて、要するに間違ひがない方、保守的というのは完全主義という大蔵省の方針があるので、完全主義を引き続きやるような方をそこへ送り込むんだ、そんな話がリタイアをした方から出ました、はあ、なるほどなという感じがしたので。実は、どことは言いませんが、いろいろな審議会の問題について、私のところへいろいろ情報が入つてくる。その中で、どうも大蔵省OBの方の話はかたいのですよ。非常にかたい話をする。民間やその他の方はきわめて弾力的なんですけれども、そういう方の話がかたいですね、保守的なんだな。その話をちよつと私が持ち出したら、その大蔵省OBの方が、そういう選択があると言ふのですね。

どうかひとつ、私は個人にレッテルを張る気は毛頭ありませんけれども、こういう大蔵省の所管をしておるところには大蔵省出身者を入れないようにしたらどうかと思うのです。大蔵省がやつてゐる各種の委員会、いづれにありまふでしょう。そこへ委員として出でられる方の中にならば大蔵OBが出てくるわけですね。大蔵省が事務方を受け持つたり主管をしておるところには大蔵OBは入れない方がいい、もつとその他の、官僚はだめとは言いませんよ、言いませんが、広い視野でいまのような新しい情勢に対応できるようなタイプの方を入れる。大蔵省が事務方も持つてゐるようなところにはさらに大蔵省のOBが入つてやるというの、私は適切でないように思うので、そこからは少し大蔵大臣、今後のそういう審議会の委員その他の選択については——これは大蔵省の中では官房長が関係あるのですよ。ひとつぜひ考へてほしい。じゃ、大臣が答弁する前に官房長から、そういう私の基本的考えについてあなたの考えをちよつと聞つてもらえますか。

○吉野政府委員 ただいまの堀先生のお話は確かに一つのお考え方かと存じますが、私どもとい

しましては、従来からいろいろな審議会の委員さん方の人選の御相談にあずかります場合には、どここの省の出身者というように場合には、できるだけこだわらずに、むしろ幅広く、いわゆるその方々の御見識本位という形、姿勢で取り組んでいるつもりでございます。しかしながら、結果といたしましては、いろいろな御相談をしていく過程で、私どもの大蔵省の先輩の方々が委員にお加わりになるという場合ももちろん大変でございます。これを、大蔵省出身者であるから審議会の委員さんをお願いをしない、そういうような線の引き方はかえっていかげんなものかなという感じが、現在率直にいたしております。

○堀委員 大蔵大臣、私も長年大蔵省の人とつき合っておりますけれども、確かに優秀で見識のある人は多いですね。そのことは間違いない。だから出身を外してみれば、大蔵省の方でそういうのに適格な人は多いのですよ。しかし、要するに大蔵省が事務方を持つ審議会、事務方が大蔵省でいろいろ影響力を持っているところへ、さらに今度はその中に大蔵省の人がいて事務方と相呼応しているやうなやうなことになったのでは、これは、まさに政府がいまの審議会を利用するやうなそしりを免れないと思うのですよ。そういう意味で、確かに優秀な人が多いけれども、大蔵省が事務方を務める委員会、審議会等は、ともかくもできるだけ遠慮させる。それは大蔵省が最終的には決めることなんだから、ひとつそのぐらゐの英断を持ってやる。

いまのこの年金問題もそうなんです。確かに国家公務員の中には大蔵省もちゃんといるわけだから、大蔵省の人が入るのは妨げないとしても、少なくとも、要するに学識経験者というのか、中立的立場という形の部分は、その他の方にひとつできるだけお願いをするという考え方があって、その方が、国民が見る目も、大蔵省主導で物が行われておるといふことにならないという感じになるので、これは政治的判断の問題ですから、ひとつ大蔵大臣の善処をお願いしたいと思います。

どうでしょう。

○竹下国務大臣 各種審議会というのは、確かに専門的知識を持った人がおつていただいた方が議論も進めやすいし、そういう形におきまして従来とも専門官庁の出身の方が委員の中に加わっておられるというところは、それなりに私は意義のあることだと思つてゐます。ただ、いま堀さんのおっしゃるのには、まさに各省一般論として、大蔵省なら大蔵省あるいはほかの省にしても、その省プロパ一の問題については、少なくとももつと客観的に物を見る人が委員の中におつた方がいいのではないかと、こういう御議論であります。それは一つの見識だと私も思つております。だからといって、専門分野であればあるほど、全く客観性の人だけ集まると、船が山へ上がつてしまうやうなこともなかりかねませんので、その辺の人選というものは、それこそいまおっしゃった政治的配慮の中で調和をとるべき事柄であらうというふうに考えております。

○堀委員 いまの共済関係の問題は大体こちらで終わりました。あとの問題として、三公社、いま国鉄問題やりましたけれども、専売と電電問題についてちよつと伺つておきたいと思うのであります。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕
第二臨調で答申が出て、これからいろいろな問題が起こってくるんだらうと思うのです。私は、さつき申し上げたやうに、非常に速いスピードで時代が動いていきますから、速いスピードで時代が動くのに対応できる処理をすべてのところがやつていかなければいかぬと思うのです。私はさつき国鉄に触れましたけれども、いまの新幹線、まだ東北新幹線というのは乗つてないのだけれども、この間乗つた人の話を聞くと、堀さん、東海道新幹線では字は書けないけれども、東北新幹線だったら字がちゃんと書けますよという話です。これは大変な技術革新だな、こう思つておるのです。だから、いまや国鉄の技術というのは、そういう意味では大変高い技術を持つてやつてお

る。しかし今後の国鉄の限界もまたありますね。間違ひなく限界もある。要するに新幹線であつちやこつちつてばかりいたら、ますます赤字になつてしまふのだから、私は新しい新幹線はやめろ、こう言つておるわけですよ。このぐらゐにしなければ、ますます国鉄は首が回らなくなつちやうということなんです。

電電の場合は、これまた将来的問題では予測がしがたいいろいろな問題がありますね。その際に、職員の立場をどう考えるかという問題が重要だと私は思つてゐるんですよ。幾ら機械産業であつたて、人間なくして機械が動くわけじゃありませんので、保守から何からやはり全部人間がやらなければならぬ問題ですね。ですから成長産業は成長産業なりに、あるいは大抵現状維持の産業といふますか、専売公社なんかはどちらかというやや現状維持でしょうね。これからますます発展する産業だとは思ひませんけれども、おののいまの企業は企業の特長があると思うのです。その特性の中で、その企業を支えているのは人間なんです。職員なんです。そういう意味で職員に対する対策といふものは大変重要な問題があると私は思つてゐるんですね。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
私は、いま日本の問題の中で矛盾がたくさんあると思つてゐるんですよ。その矛盾の一つは、前から当委員会でも何回もやつてきたのだけれども、仲裁裁定を全部まとめて一つでいこうとか、大変むずかしい問題があるわけですね。だからそういう意味では、発展性のある企業はそれなりの技術革新の教育もしなければいけないし、配置転換もしなければいけない。もちろんどこで技術革新はあります。国鉄だつてこのごろはコンピュータで券を出したりいろいろやつてゐるし、専売公社だつて恐らく日々技術革新をやらなければ取り残されますから、やつてゐるでしょうけれども、成長の度によつてそれは差が出てくるのでしようね。そういうものをちゃんとわきまえた人事管理その他が行われないと、職員にとつてもマイナスですけれども、企業にとつてもマイナスだ、こう私は思ふのです。そこらについての電電、国鉄、専売公社の各副總裁の人事管理といふますか、要するに新しい技術革新その他に対応しながら、職員のそういうものに対する対応をどういふうにしていけばいいの、これを新しい問題として常に考えていかなければならぬ問題だ、こう私は思ふのですが、まず北原さんの方からお答えいただきたいと思います。

○北原説明員 ただいま堀先生の職員に対する技術革新とのつながりにつきましての御質問でございます。

私どものところは、簡単に言いますと、世界的なありを受けておりますエレクトロニクス革命をまともに受けておる分野でございます。御案内のとおり電気通信、コンピュータ、これがエレクトロニクス革命をまともに受けて、それがドッキングしたオンラインのデータ通信というのが、世界の各国の新しい経済、国民生活、社会活動を支配しようとするやうな方向にあるわけでございます。

したがって、この技術の進歩を簡単に言いますと、初代掘井のときにはクロスバー交換機でいいんだ、日本はおくれておるからそれを勉強してこい、機械の交換機でございました。銅を使つて有効に通話を送るために同軸ケーブルを勉強してこい、こういうのが初代掘井の合言葉でございました。それから二十五年しますと、もう機械でやる交換機なんというものはおくれておる。電子もデジタルでやれ、それから銅を使うなんというのの遅い、光の時代だ、こういうぐらゐ大きな変化をしております。そしてまた二十五年しますと二十一世紀の入り口になつてしまふのです。そのときはもつと激しい変化が来るであらうということをや予測してゐます。

したがって一人の人間が、公社の職員が、先ほどありましたやうに、十八歳で入つて四十年勤めた、四十年の間にこれだけ大きい技術革新の波を、運のいい人で二回、普通の人は三回こむる

のでございます。それを何でも補っていかうかという、毎日現場で働きながら、夜自分で学習するというのが圧倒的なのです。そのほかに、うちの訓練設備で定期的訓練をいたします。だから、訓練に最大の力を入れていかないとこの事業はもたないというように考えて、鋭意訓練を重視し、学園を強化し、そうは言っても日常仕事がございますので、時間はそうそうとれませんから、いろいろな形で訓練を各方面からやらせていただいておりますが実情でございます。今後これを積み重ねないとなれません。したがって、われわれはこの職員の努力にどうこたえていくかということが、基本的な経営の大きな問題になると考えておるわけ

です。
○馬渡説明員 ただいまのような困難な国鉄の情勢の中で、職員の気持ちをどう引き立てて仕事をさせていくかということがやはり一番大事だというふうに思っております。

技術革新の波は、私どもも分野が非常に広がっておりますので、当然いまの電気の部門等も同じような進歩をして、一緒にやっつけていかなければならぬといわなければならない。その中で、先ほどきくと触れられましたように、職員の年齢の高い層が新しい技術に大変なじみにくい、若い層は早くなじむというような点がございまして、やはり教育の大事さ、その辺のところもわきまを置いてやっつけて、何よりも再建に向けての職員の気構えをどうやって守り立てるかというところに重点を置いて考えてまいりたいと思っております。

○石井説明員 私どものところも、御案内のいろいろな問題を抱えておりますので、これからより効率的な事業運営を目指しまして、安定的な労使関係の維持、それから職員の意欲的な参加を求めるために、いろいろ検討あるいは労働組合と協議をいたしておるという段階でございます。

○堀委員 専売公社法第二十一条では「公社の職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ」ということになっておる。職務は

まどんどん変わってきておるということだと思ふのです。国鉄は第二十八条「職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならぬ」といふことは二つとも同じことなわけでもない、なぜ同じかという、両方とも実は特別会計のときを考え、この二つは国家公務員と変わらないので、いまの専売公社と国鉄は二十三年の法律だから、両方同じことになっている。電電公社は二十七年の法律だから、第三十条「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が發揮した能力が考慮されるものでなければならぬ」といふ電電公社ができた経緯は、前にも当委員会でもやったからあれなんです、法律的にちよつと違ふのです、専売公社、国鉄ができた経緯と。石川委員会というものがあつて、いろいろな検討の結果電電公社ができておる。そこで法律の体系が違ふ。けれども、それは公社として同じことと理解をして、この際国鉄も専売も、この後段にくついでにおる「職員が發揮した能力が考慮される」といふ、法律がどうあるとも、ぜひ皆さんも考えて、職員に対する給与の問題を真剣に取り扱ってもらいたいというのを特に要望いたしておきます。特に国鉄職員については、さっき私が言ったように、国鉄自身によつて赤字が出てくるのじゃやないのだ、それは外的な諸条件、国の対応、いろいろなのがあるから、そういうことに一生懸命やつておるのだから、そういうことにおいて国鉄職員のプライドを高めて、士気を高め、日本の国鉄として十分な任務を果たしていただきたいということを特に申し添えておきたいと思

います。
そこで、最後になりましたが、ちよつとお尋ねをいたします。
今回の統合法案では、公企体共済の既裁定年金について、改正法により、現行の公務員共済年金の水準に裁定がえをすることになっている。この場合、年金額は現額保障はされておるが、当分の間、つまり公務員共済年金が今後改定されていくと現在の公企体共済年金の水準に追いつくまで

の間スライド停止される。それに間違いはないか、これが一番目の質問であります。

二番目。現在公企体職員の退職金は公務員に比べ三%カットされている。これは公務員よりも共済年金が有利になっていることの見合ひの処置であるが、今年公企体をやめた人は、退職金は三%カットされ、年金は現額保障はされるものの、来年度の年金はスライド停止されてしまう。踏ん切りつたりではないか。少なくともこしやめたような人には、年金上最小限の配慮があつてしかるべきではないかというのが私のお尋ねであります。大蔵大臣、答弁をお願いいたします。

○竹下国務大臣 公企体職員の既裁定年金について、現行の公務員共済の年金水準に一致するまでの間スライド停止されることは御指摘のとおりであります。したがって、今年公企体をやめた人が退職手当を三%カットされ、当分の間スライド停止されることも事実であります。

いかなる制度におきましても、とりわけ過去の長い歴史を持つておる年金制度については、制度改正をする場合、改正前と改正後で、あるいは何らかの基準で引かれた繰引きによりまして、程度の差はあれ有利不利の議論は間々起りまして、ある程度のアンバランスはやむを得ないものと考ええます。ただ、いま御指摘のような例が出るのは適当ではありません。何らかの配慮をすべきであるという御指摘をいただいたので、将来、たとえば年金改定をする際に何らかの配慮ができるかどうか、今後法技術的に可能かどうか等を含めて検討してまいりたい、このようにお答えをいたします。

○堀委員 終わります。

○森委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

大変申しわけございませんが、このままの状態で大変お待ちください。——十分たちまちですが、社会党の委員の出席がありませんので——中村理事おられますか。中村理事、連絡に行ってください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○森委員長 速記をお願いいたします。
自民党の越智筆頭に申し上げますが、公明党、民社党、共産党、新自由クラブ、皆さんお待ちでございますから、ひとつ一刻も早く帰ってくるように言ってください。

とめてください。

〔速記中止〕

○森委員長 速記を始めてください。

越智伊平君。

○越智伊平君 委員長に報告をいたします。
委員長の命によりまして社会党に行つてまいりましたが、会議中でありまして、伊藤理事を呼びました。伊藤理事は発言中でありましたので野口理事が出てまいりました。そこで、いま話中であるからもう十分だけ待つてくれという話でありました。私が、それでは討論を始めるといふこととでございました。ちよつとその時点が五十分でありましたから、七時が参りましたら討論を始めたい。中村理事を残してありますから、いづれにいたしましても七時が来ましたら討論に入つていただきたい。それまで暫時お待ちいただきたいと思ひます。

○森委員長 御苦勞さまでした。

皆様方にお諮りいたします。

あと七分待つことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

速記をやめてください。

〔速記中止〕

○森委員長 速記を始めてください。

○森委員長 これより、本案に対する討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。麻生太郎君。

○麻生委員 私は、自由民主党を代表し、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につき、賛成の意見を表明するものであります。

今回の法律案は、臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申」の趣旨にのっとり、国家公務員の共済組合制度と公共企業体職員の共済組合制度を統合し、公共企業体職員に係る長期給付の給付要件等を国家公務員に合わせるとともに、長期給付事業の財政上の諸問題に対処するため、所要の措置を講ずるものであります。

近年、わが国は、世界に例を見ない速さで高齢化社会に向かいつつあり、二十一世紀の初めには、高齢化はその頂点に至り、六十五歳以上の人口は、実に全人口の二一％にまで達することが予測されております。

このような高齢化社会に至っても、なお経済の安定的発展を図り、活力ある高齢化社会を維持するためには、高齢者の雇用環境の整備、生産年齢層の拡大を積極的に推進することと同時に、老後の生活設計の中核となる公的年金制度の役割が一層重要になるものと考えます。

現在、わが国における公的年金制度は、御存じのように厚生年金、国民年金、船員保険、五共済年金の八制度から成っております。しかし、これらの公的年金制度は、いずれも近い将来、本格的な高齢化社会の到来及び年金制度の成熟化に伴い、年金給付は増大を余儀なくされることが確実であります。加えて、これらの各制度における給付内容等の相違からいわれる制度間格差も問題となっており、したがって、今後、給付水準の見直しなど公的年金制度全体の再編成を行い、公的年金の一元化が必要であるということは、すでに広く理解されているところであります。

このことは、昨年七月、臨調の第三次答申においても、公的年金制度全体の改革について計画的に検討する必要がある旨の指摘がなされているこ

とからも明らかであります。

すなわち、同答申では、人口の急速な高齢化と制度の成熟化の進展に対応して、国民の合意の得られる負担の水準に配慮しながら、二十一世紀においても年金制度が健全に機能し得るよう、制度の抜本的見直しに速やかに着手する必要があると強調しているものであります。

今回の法律案は、昭和五十五年六月以来、学識経験者による二年有余にわたる検討の結果をまとめた共済年金制度基本問題研究会の「意見」に沿って策定されたものであります。制度の内容、沿革が比較的類似している国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度を統合し、その給付要件等を一致させることを目的とするものであります。同時に、行政改革の具体的な方針の一つとして、本年五月、今後の公的年金全体の再編、合理化についておおよその方向を政府においても決定するなど、今後の公的年金制度改革に向けて本格的な取り組みが進められつつあります。したがって、今回の法律案は、将来の公的年金制度の再編、統合のまさに第一歩として重要な意味を持つものであると考える次第であります。

同時に、今回の法律案は、極端に財政が悪化しております国鉄共済年金に対する当面の措置として、他の共済組合からの拠出金をもって国鉄共済組合の円滑な年金支払いを確保することをめねらとしております。この措置は、社会保険の一環としての相互扶助という共済制度の本来の趣旨から見て、許容し得る措置であると考えております。

なお、このほか、国家公務員法等における定年制度の導入に伴い、定年退職者で無年金となる者に対して特段の配慮がなされ、年金の受給資格に特例措置を講じていることにつきましては、厚生年金等との均衡を考慮すれば、適切な措置ではなからうかと考えるものであります。

以上、自由民主党を代表し、本法案に対し賛成の意見を表明し、討論を終わります。(拍手)
○森委員長 上田卓三君。

○上田(卓)委員 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表して反対の意見を述べさせていただきます。

わが国社会の老齢化は、ヨーロッパ諸国よりおくれて始まり、今日、それらの国々をはるかにしのぐ速度で進行しつつあります。さらに、日本人の平均余命が男子七十五歳、女子八十歳にも達し、いまや世界一位の長寿国とまで言われております。まさに高齢化社会が必至の今日、生活できる年金制度を初めとする社会保障の充実強化は全国的な要求であり、憲法第二十五条を見るまでもなく、国家的課題であります。しかるに、わが国政府の対応は、問題の重さに比較してきわめて不十分なものであり、

わが党は、これまで一貫して、現在の八つの法律、六つの省に分かれた縦割り年金行政と年金体系では、日本の年金制度は必ず行き詰まるし、年金の成熟化が進むに従ってその矛盾が露呈し、欠陥が明らかになることを指摘し、わが国の年金体系をどのようににつくり上げていくのか、その全体像を明確に示すよう求めてきたところであります。

まず、政府は、年金成熟と高齢化に対応するわが国のあるべき年金改革の全体像、将来像を示し、これに沿って改革のスケジュールをつくることとが求められているのであります。しかるに、政府の年金の全体像はいまもってはっきりしておらず、第二臨調の答申と社会保障長期構想懇談会の答申が示している三点、すなわち、保険料負担の増大、給付水準の引き下げ、年金開始年齢の六十五歳への繰り下げといった点だけが国民の前に明らかにされたにすぎません。

このような政府の姿勢では、国民の将来生活に対する不安の解消はできず、年金制度改革についての国民的合意を形成するのはきわめて困難であると言わざるを得ません。国民の不安をなくするためには、生活安定のための年金体系を早急に提

示すべきであり、この点での政府の怠慢を強く指摘せざるを得ません。

ところで、ただいま議題となりましたいわゆる共済年金の統合法案につきましては、特に次の三点を指摘しておかなければなりません。第一に、今回の法案は国鉄共済の救済を直接の目的としておりますが、国鉄共済の今回の事態を招いた責任、再三の問題提起にもかかわらず、これまで放置してきた政府の責任を十分に自覚した処置が講じられたものとなっていないことであり、第二には、その救済措置は場当たり的な赤字対策にすぎず、さきに触れた年金の全体像の一環としての改革案となっていないことであり、第三には、臨調行革路線で打ち出されてきている三公社の経営形態の変更、すなわち、分割・民営との関係をあいまいにしたままでの国家公務員共済との統合では、財政問題の処理等で問題が残るのであります。

国鉄共済年金の救済は、年金全体の崩壊を食い止めるために欠かせない措置ではあります。この法案の内容は土壇場に立ち至った対応で、年金問題への取り組みとしてはびぼう策の域を出ていないのであります。

私は、本法案の審議を通じて、改めてわが国年金体系の複雑さ、年金行政の多元化を知るとともに、この問題に対する計画的対応の重要性を知ることができ、これに反して、これまでの年金問題に対する政府の対応が継ぎはぎの無計画、ずさんさを感じ知らされました。いまわが国は、年金行政の一元化を早急に実現し、年金体系として基本年金制度の導入を図ると同時に、年金要求と雇用との接続による老後生活のための所得を保障するための年金をつくり上げることが緊急な課題となっております。

本委員会で議論され、大蔵大臣の答弁で表明された財政調整委員会や運営審議会の民主的な討議を尊重し、政令作成に十分配慮する旨の趣旨を生かすことを強く要望するものであります。

与野党の修正交渉でよりよい案に改正しようとしてみたが、改善策が合意されなかったため、わが

党は本案に反対せざるを得ないことを申し上げ、討論を終ります。(拍手)

○森委員長 米沢隆君。

○米沢委員 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、本日まで議題となってきました国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

わが国は、すでに高齢化社会に突入しておりますが、将来を展望しますと、世界に例を見ないスピードで人口の高齢化が進むことは必至と言われ、平均寿命が延びたことを意味しておりますが、事実、わが国の平均寿命は、男子七十四・二二歳、女子七十九・六六歳と、世界のトップレベルに達しており、そのことはまことに喜ばしい限りであります。しかし、人生八十年時代と言われ、長くなる第二の人生である老後をどう有意義に過ごせるかという点になりますと、さまざまな難問が山積いたしております。高齢化社会のもたらす問題解決は、もはや避けて通れぬ国民共通の重要な課題となっておるわけであります。

老後生活を支える柱の一つは、何といひましても公的年金制度であることはすでに周知のところであり、ところが、今日、国民の間に公的年金が崩壊するのではないかという危惧の念が広がっており、事実、分立しているわが国の公的年金は、年金の成熟度が高まるに伴い、個別制度ごとに財政が不安定なものになることが確実と見られております。

その端的な例が、本法案で救済することになりました国鉄共済であります。国鉄共済はすでに破産状態にあり、これを放置すれば年金の支払いが困難になり、現に受給している三十五万人の高齢者の生活が脅かされることになりましよう。したがって、国鉄共済の年金給付を今後とも続けられる措置を早急に講ずることは当然のこととであります。

ただし、本委員会でも再々指摘されましたように、政府が国鉄共済の財政破綻を今日まで放置してきた責任はきわめて重大であります。年金は長期安定的な給付を保証しなければならぬ。そのためには当然長期の財政計画を持ち合わせるべきものであり、それがあつたならば、今日の財政破綻は十分に予測されていたはずであります。しかるにかかると事態を回避するための有効な対策は遅々として実施されず、無責任にもこれを放置し続けた怠慢は重大な過失と断ぜざるを得ません。

同時に、政府は今回の法案提出に当たり、関係者の合意を十分に行わなかった責任も厳しく追及されねばなりません。国共審における審議の難航と拙速とも言える答申のまとめ方、あるいは法案審議の過程における関係者の反対運動などは、政府の合意づくりが十全でなかったことを如実に示しております。今回の法案に疑問を呈した人たちの心中は、なぜわれわれが国鉄職員の犠牲にならねばならないのかということでありましよう。事実、国家公務員や電電、専売の職員は、国鉄の財政援助のため大幅な保険料負担を強いられるのであります。私は、そうした方々の問題提起については、わが国過ぎるほどわかる立場ではあります。高齢化社会における安定した年金制度の確立という観点からは、本法を否定することは自家撞着のそしりを免れません。むしろ正しい選択ではありましたけれども、あえてこの際、断腸の思いで同法案に賛成するものであります。

それは、将来的に年金制度の一元化が不可欠と考えるからであります。国鉄共済の財政破綻に見られるごとく、人口の高齢化が進み、年金の成熟度が高まれば、やがて他の共済年金も財政的にピンチに陥ることは必至であり、財政危機を回避するには個別制度を一本化せざるを得なくなりましよう。また、現行年金制度は、制度が分立しているがゆえに、給付や負担に著しい格差が存在し、その格差は正しく国民の強い要求でもあります。そのために制度の一元化が不可欠であります。そのことは、臨時行政調査会の第三次答申において

「公的年金について、その公平化を図るとともに、長期的制度運営の安定強化を確保するため、被用者年金の統合を図る等により、段階的に統合する。」と提言いたしておりますが、私どもは行革を推進するという立場からも、また、国民に信頼される年金制度を確立する見地からも、年金制度の統合を進めるべきであり、その第一段階が今回の統合法案であるとの認識の上で賛成いたします。

したがって、政府は、年金統合の具体的スケジュールとその内容について早急に具体的な計画を示し、一体となつて年金改革に全力を挙げられんことを切望いたします。

最後に、附帯事項に盛り込まれた諸課題につきましても、政府は誠実かつ速やかに対応されることを心から要求し、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○森委員長 賛輪幸代君。

○賛輪委員 私は、日本共産党を代表して、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。

反対する第一の理由は、本法案が福祉切り捨て、自立自助の臨調路線に基づく公的年金制度抜本改悪の突破口になるからであります。

政府は臨調答申を受け、公的年金制度全体を昭和七十年までに一元化する方針を固めていますが、その内容は将来の財政難を口実にした年金水準の切り下げ、保険料引き上げなど、もっぱら国民犠牲の方向になることは必至です。本法案は、政府みずから位置づけるように、その第一段階であり、六十一年度までの共済年金制度そのものの第二段階の全面改悪を予定するにとどまらず、すでに準備されつつある厚生年金など制度全体の抜本改悪に連動するからであります。

しかも、政府が位置づけている再編統合の具体的内容も展望は何も示されておられません。再編統合スケジュールだけでは国民が納得しないし、制度審をして「甚だ理解に苦しむ」と言わしめていけるのも当然です。

第二の理由は、本法案の最大のねらいである国鉄共済年金の財政救済において、国の責任を全く放棄し、無関係な労働者や他共済組合員に犠牲を強要していることです。

質疑の中で明らかになったように、今日の国鉄共済年金財政の急速悪化の根本原因は戦前、戦中、戦後における国策遂行のための大量雇用と、戦後のモータリゼーション政策による職員構成上の大きなゆがみにあります。戦前から今日まで、運輸政策の指導監督は、まさしく歴代自民党政府の手になるものです。だとすれば、国は保険者として、しかるべく責任をとるべきであり、国鉄当局に過度の負担をさせ、ましてや国鉄職員やOB、さらには何の関係もない他共済職員に仲間内論で負担を強いることは絶対許されません。

また、国鉄本体に負担となつて年額五、六千億円にも上る膨大な追加費用や国庫負担分は、本来国が全額負担すべき性格のものであり、理論薄弱な公経済の主体論に依然として固執する政府の態度はとうてい容認できません。

反対する第三の理由は、本法案によって組合員に過大な負担増と給付切り下げをもたらす問題です。大蔵省試算によると、来年十月から各共済組合員の掛金が急激かつ大幅に引き上げられようとしております。その上げ幅は、財政調整による分や修正率引き上げによる分に国鉄救済分も加えて、国共済と電電で三・三五％、専売で三・九％、一方国鉄はこし十月の分も入れて二・八％になっております。このような大幅な引き上げは過去に例がありません。これでは人勧で給与が上がっても、その分保険料として取られることになるのです。組合員の負担軽減のため、現行の労使折半の方式を三対七に改めることを強く要求するものです。

次に、公企体職員の給付水準の国共済水準への押し下げは全く機械的なやり方であり、現業部門がほとんどを占める公企体職員の特殊事情を全く無視したものです。特に、重労働、危険職種に対する加算措置はそれなりの理由があつて設けられてきたもので、しかもこれを既裁定年金者にま

で適用することは一方的な既得権剥奪であり、これほど冷酷な仕打ちはありません。

最後に、本法案が関係者の十分な理解と基本的合意を欠いた欠陥法案である点です。

年金制度はそもそも保険料でその主要部分が賄われている以上、被保険者の納付と合意があつて初めて成り立ち得るものです。したがって、この種の問題に当たっては時間をかけ、民主的な審議、調整が十分行われるよう保障することが不可欠なのです。

ところが、本法案は国共審の異例な答申、制度審の指摘に示され、その後も関係者の十分な理解と基本的合意が得られず、重大な意見の対立を放置したままに採決されようとしています。これでは、本来求められている年金制度運営の民主的なあり方をながいがしるに、国民の年金制度に対する信頼を著しく阻害するものです。

急速な足取りで確実にやってくる高齢化社会に向けて、お年寄りに不安を抱かせないため、国が適切な対応をすることは当然です。わが党は、何よりも現行の低い年金水準を底上げし、最低保障年金を確立する、それを基礎に最終的に労働者年金と国民年金の二本立てに計画的に再編統合すること、同時に、増大する年金財源についても、国民負担増をできるだけ抑えながら、国の税、財政制度の改革も踏まえて、国と資本家の責任を明確にした国民合意の合理的な年金財源制度を確立するよう提言しています。年金制度の改革、再編統合はまさにこうした国民本位のやり方で進めるべきであります。

私は、今後とも臨調路線に沿った年金制度の抜本改善に断固反対し、国民の望む国民本位の改革に向けて全力を尽くすことを最後に表明し、反対の討論を終わります。(拍手)

○森委員長 これにて討論は終局いたしました。

○森委員長 これより採決に入ります。
国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制

昭和五十八年十月二十一日印刷

度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○森委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、大原一三君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。野口幸一君。

○野口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

このたびわが国の公的年金制度の再編成へ向けて、国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合により、その第一歩を踏み出すことになりました。

言うまでもなく、わが国の公的年金制度は、昭和三十六年に提出した国民年金の発足により国民皆年金の体制が確立されて以来、この間、その年金水準は逐年整備拡充が図られてまいりました。

しかし、近年、年金制度を取り巻く環境は大きく変化し、わが国人口構造の急速な高齢化、年金制度の成熟化の進行等により、いまや、現在八制度に分立している公的年金制度全体の再編統合が国民的課題とされております。

このような状況のもとで、さきに政府の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会などから、今後の公的年金制度改革の進め方として、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了する旨の方針が示されたところであります。

しかしながら、この方針の内容は、あくまでも改革の手順のみを示したにとどまったものでありまして、年金の将来像については必ずしも明らか

にされておられません。

二十一世紀の高齢化社会を控え、今後ますます年金受給者の増加とともに国民の年金に対する関心が高まっている折から、一刻も早く公的年金制度の将来展望の具体的な方針を示すことが必要であると考へます。

さらに、今回の制度改革に当たりましては、当委員会において各般にわたる質疑が行われたところであり、これらの質疑を踏まえて、本附帯決議案は、次の諸項目を取りまとめ、その実現が図られるよう政府に努力を要請するものであります。

以下、案文の明説により、内容の説明にかえさせていただきます。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行に当たつて、次の事項について一層努力すべきである。

一 高齢化社会の到来に備え、長期的に安定した年金制度の確立を図るため、公的年金の一元化の将来像及びそれを実現するための具体的な改正手順を、速やかに明らかにすること。
二 公的年金の一元化が実現するまでの間は、公的年金の一元化の方向に即した範囲内において、現行の国家公務員共済組合及び各公共企業体職員の共済組合の運営の自主性を配慮すること。

三 本改正法の成立及びそれに伴う年金財政再計算等によつて保険料負担が急激に増大することのないよう、世代間負担の公平性にも配慮しつつ、適切に対処すること。

四 本改正法の実施に当たつては、公共企業体職員の共済組合と国家公務員共済組合との給付制限の相違にかんがみ、両者の統一について何らかの調整措置を講ずること。

五 国家公務員等共済組合の運営が一層民主的に行われ、組合員の意向が十分に反映される

よう努めること。

以上であります。
何とぞ御賛成を賜りますようお願い申し上げます。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○森委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、困難な問題もございますが、御趣旨を体しまして、十分検討いたしたいと存じます。ありがとうございます。

○森委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○森委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十三分散会

大蔵委員會議録第三号中正誤
ページ 行 誤 正
三一 柴田委員長 柴田委員

昭和五十八年十月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K